

令和5年第3回定例会会議録（第4号）

令和5年9月20日

○出席議員（24名）

1番	塩手悠太君	2番	石田強君
3番	中村悟君	4番	森裕二君
5番	小野和美君	6番	重松康宏君
7番	小野佳子君	8番	日名子敦子君
9番	美馬恭子君	10番	阿部真一君
11番	安部一郎君	12番	小野正明君
13番	森大輔君	14番	三重忠昭君
15番	森山義治君	16番	穴井宏二君
17番	加藤信康君	18番	吉富英三郎君
19番	松川章三君	20番	市原隆生君
22番	松川峰生君	23番	野口哲男君
24番	山本一成君	25番	泉武弘君

○欠席議員（1名）

21番 黒木愛一郎君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿部万寿夫君
副市長	岩田弘君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	日置伸夫君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	こども部長	宇都宮尚代君
いきいき健幸部長	大野高之君	建設部長	山内佳久君
市長公室長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
消防長	浜崎仁孝君	教育部長	古本昭彦君
企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知君	職員課長	竹元徹君
政策企画課参事	佐藤浩司君	情報政策課長	新貝仁君

観光課長	牧 宏 爾 君	産業政策課参事	本 田 明 彦 君
農林水産課長	塩 出 政 弘 君	公営競技事務所長	山 本 直 樹 君
生活環境課参事	原 田 勲 明 君	高齢者福祉課長	入 田 純 子 君
こども部次長 兼子育て支援課長	中 西 郁 夫 君	こども家庭課長	内 田 千 乃 君
健康推進課長	和 田 健 二 君	介護保険課長	阿 南 剛 君
スポーツ推進課長	豊 田 正 順 君	自治連携課長	溝 部 進 一 君
教育政策課長	森 本 悦 子 君	学校教育課長	松 丸 真 治 君
学校教育課参事	宮 川 久 寿 君		

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	岩 男 涼 子	係 長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	佐 藤 雅 俊
主 事	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第4号）

令和5年9月20日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分開会

○議長（加藤信康君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 4 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○4 番（森 裕二君） 4 番議員の森 裕二です。今議会では議案質疑、予算決算特別委員会の決算審査の総括審査と、今回 2 回の発言をさせていただいておりますが、本日で 3 回目の質疑となります。当選後すぐの 6 月議会では議案質疑のみ行わせていただきましたので、議員生活、これが初めての一般質問ということになりますので、よろしくお願いいたします。

過去の発言の際にも、私の思いや考えをお伝えさせていただきましたが、今回質問させていただくのは、さらに踏み込んだ内容ということになります。短い時間となりますが、私の思いを真剣に訴えさせていただき、諸課題が少しでも前に進めるよう、きっかけとなればというふうに思っております。それでは早速、始めさせていただきます。

まず、別府市の医療体制についてお聞きをしたいと思います。

私が議員となる前、地元の国会議員の秘書として、様々な人と出会い、いろいろな団体の皆様とお付き合いをさせていただき、各地域の現状を見聞きさせていただきました。その中で感じたのが、別杵東速と呼ばれます別府市、速見郡日出町、杵築市、国東市、姫島村を一つの経済圏として構成されるということでございます。大分県でいうところの東部地域にそれが当たるというふうに思います。

この東部地域の人々は、別府市まで出てくるというのは当たり前のごさいまして、飲みに行くのも遊びに行くのも別府という方が非常に多くございます。そのため、別府に来るたびに使用する定宿を持っているという方も多いということが特徴となっております。ですので、今後の別府市を考える上で、この別杵東速地域を踏まえて考える必要があるというふうに思っております。それを踏まえた上で、大分県の医療機関の現状を見ますと、別府市は他の郡市と比べてもいいほうではないのかなというふうに思っております。

そこで、現在の東部保健所管内と別府市の医療機関数と病床数をそれぞれお聞きしたいというふうに思います。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

東部保健所報によりますと、令和 3 年度末時点で病院は東部保健所管内で 30 か所のうち、別府市は 24 か所、病床数は、東部保健所管内 4,111 床のうち、別府市は 3,549 床、診療所においては、東部保健所管内 158 か所で、うち別府市は 117 か所です。

○4 番（森 裕二君） 東部保健所管内だけで見ますと、その多くはこの別府市に集中しているということが見てとれます。そこで、別府市と人口が同等規模の他の自治体はどうか調べてみました。人口が約 11 万 3,000 人の滋賀県長浜市と、人口が約 11 万 7,000 人の静岡県掛川市の統計資料をホームページのほうから調べてみました。すると、長浜市が令和 3 年時点で、病院が 4 か所、病床数が 1,411 床、診療所が 92 か所という結果でございました。掛川市のほうが令和 3 年時点で病院が 5 か所、病床数が 1,180、診療所が 76 か所で、病床数が 46 床でございました。人口同等規模の他の自治体と比べましても、別府市の病院数は長浜市より 6 倍多く、病床数では 2.5 倍、診療所数では 1.2 倍近い結果でございました。掛川市は 4.8 倍多く、病床数は 3 倍、診療所数は 2.5 倍多いという結果から見ても、この別府市がいかに医療機関が充実しているかというところが見てとれるのではないかなというふうに思います。

しかし、これを細かく見ていきますと、診療科別に見てみようということで、診療科別にちょっと見てみたんですが、これは私、かなり偏りがあるなということを感じました。

実際に調べてみましたら、診療科といいましても実際は細かく分類がされておりますので、主な診療科のうち、病院・医院が10か所以下のものを調べてみました。すると、まず小児科、眼科、これがともに10か所ありましたが、そのうち開業医に至っては小児科・眼科とも6か所だけという結果になりました。また、耳鼻咽喉科は7か所ありますが、そのうち開業医が4か所ということになります。続いて、婦人科は5か所ありましたが、開業医は2か所、産科に至っては2か所、そのうち開業医は1か所という結果でございました。

こうして見ますと、婦人科、特に産科不足というのは顕著だというふうには言わざるを得ません。5年ほど前までは市内の産科、産婦人科は7か所ございました。それが令和元年に2か所、令和2年に1か所の産婦人科が相次いで閉鎖をされ、あまりにも急激に減り過ぎたため、湯のまちけんこうパーク内にあります別府市医師会医療保健センターで、一時的に婦人科診療が行われておりましたが、令和3年に1軒、婦人科が開業されたことにより、その役目が解消され、現在、婦人科に限っては5か所ということになりました。先日、婦人科が新たに設置されるということが公になりまして、6か所目となることは非常に喜ばしいことではありますが、依然産科に関しては2か所のままです。この2か所のうち1か所は地域周産期センターであり、一般の人が選べる産科としてはまだ1つだけということになります。

県内第2の都市でありますここ別府市で、現状のままでいいのでしょうか。確かに小児科・産科というのはリスクも高く、少子化に伴って、その道に進む医療関係者は少なくなっているというふうにお聞きをしております。また、全国的にも産婦人科医が少なくなっていますし、大分県内でも産婦人科がゼロの自治体も多くございます。そのような中で、別府市に産婦人科を増やすことは難しいかもしれませんが、このままでは、これから子どもを産み育てようとする世代の人たちが、別府市で安心して出産ができないのではないかと、また、里帰り出産を望んでも対応できる産科がないということもあるのではないかとこのように心配をしております。現状のままですと、別府市から産科がなくなるとも限りません。早急な対応が必要かというふうに思います。別府市内で産婦人科を開業してもらえれば補助金を出すなどの対応策はできないのか、市の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

産科医療機関の減少は、別府市だけでなく全国的な問題となっております。大分県でも、産科医師等処遇改善を目的として分娩業務に従事した際の手当を支給する産科医師等確保支援事業や、産科を選考するためのインセンティブとして、研修資金の貸与を行うなど、産科医師確保の対策に乗り出しています。

また、近隣の市町など、広域的な対応が必要となることから、県や東部圏域の自治体と連携していきたいと考えております。

○4番（森 裕二君） 産婦人科の減少が全国的な問題ということでもありますから、本来は国が対応を考えるべきだというふうに思います。しかし、現状ではその対策は取られておりません。また、大分県では、産科医の処遇改善手当や産科医確保対策を行っているようですが、それに頼っていても、産婦人科がゼロの自治体が優先されることになるというふうに思います。東部保健所管内の医療体制の中心となっている別府市が産科医がゼロとなるようなことは、広域圏的にもあってはならないことだというふうに思います。ぜひ、他の自治体とも連携して、解決に向けた何らかの対策を考えていただき、安心して子どもを産み育てられる別府市となれるよう今後もお願いを申し上げまして、次の項目へ移らせていただきたいと思っております。

次に、一次救急についてお聞きをしたいと思っております。

まず、今日見られてる方も、一次救急ということは何かということについて知らない方、

非常に多いというふうに思います。私のほうから簡単に説明をさせていただきますと、一次救急とは、初期救急とも呼ばれ、身近な急病対策として、休日や夜間において、入院や手術を伴わない軽症者や、急な症状により治療を必要とする人を受け入れ、必要な場合は適切な医療機関へ転送するなど、まず一番初めにかかる身近な医療機関のことを指します。これには、市町村が設置する休日夜間急患センターと呼ばれるものと、地域の医師会が実施する病院や診療所が、休日や夜間に診療を行う休日当番医などが一次救急に当たります。

ちなみに二次救急は、救急病院や総合病院などが輪番制で担当いたしまして、入院や手術を伴うような中等症の患者を受け入れ、救急車の主な搬送先となっていることが多く、三次救急は生命の危機や重篤な状態にある人に対し、最も高度な医療を提供できる医療機関のことを指します。救命救急センターや大学病院、総合病院などがそれに当たります。

ここ別府市において、一次救急は、別府市医師会による休日当番医となっており、輪番制の維持が難しくなっているというふうにお聞きをしておりますが、現状はどうなっているのか、お答えください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

別府市の休日当番医は、別府市医師会に委託し、運営を行っていますが、昨今の医師の高齢化、看護師不足、働き方改革などで自医院での運営が困難になり、参加ができない医療機関が増え、輪番制を維持することが困難になってきております。

○4番（森 裕二君） 一次救急は、基礎自治体である別府市の責任において行わなければならないということになっております。しかし、長年別府市医師会にお願いをし、休日当番医を維持してきたわけですが、限界に来ています。コロナ禍において、医療従事者の皆さんには多大な負担をかけました。2類から5類になった現在もコロナはなくなったわけではなく、むしろ増加傾向にあります。以前のように報道がないだけで、一般の人には実感がないかもしれませんが、今もなお、医療関係者はコロナに苦しんでおります。コロナだけではありません。インフルエンザも猛威を振るっている状況でございます。

確かに、医師の高齢化もあるかもしれませんが、それ以上に深刻なのは医療スタッフなんです。病院の医師が休日当番医に手を挙げると、その病院の看護師、事務員など多くのスタッフが休日に出勤し、医療行為に当たります。この負担をかけたくないから、手を挙げたくても挙げられないという状況なんです。働き方改革でスタッフに休みを与えたいが、地域医療体制は維持しなければいけない。この矛盾が、別府市の休日当番医の輪番制を維持できなくしている要因になっております。別府市医師会としましても、数年前から休日当番医ではなく、センター化を要望しているというふうにお聞きします。これ以上、医療従事者に過度の負担をかけるのはやめませんか。

また、センター化できれば、どこの場所でもいいというわけではございません。別府市保健センター、湯のまちけんこうパークで行うことこそが適当だというふうに考えます。ここであれば、子どもから高齢者までを対象にした健康相談、保健指導、健康診査をはじめ、夜間子ども診療や休日歯科診療も行っていますし、別府市医師会地域保健センターや別府市歯科医師会口腔保健センター、薬剤師会の夜間こども薬局もそろった別府の医療機関が集約した場所であることから、別府の医療の基幹施設といえどここだという施設になり得るからです。

もともとは防衛省の保養施設で、専用に造られたわけではございませんので、場所が手狭であることや、使い勝手の面など細かなことはあるというふうに思います。増築が難しいければプレハブ等で対応できないのか、中庭や隣接の別府公園駐車場が使えないか等の提案もさせていただきましたが、公共施設建設の条件や、管轄が国となっており難しい部分があるというような回答を事前にいただきました。それでありましたら、敷地内を使用している各関係機関と相談をして調整をするしかないというふうに思います。まだまだ使用

状況、余裕があるというふうに思いますので、調整すればやれないことはないんじゃないかなというふうに感じております。別府市医師会も、別府市保健センターでやりたいというふうに考えているようでございますので、今後の休日当番医について市の考え方と、別府市医師会との協議の進捗状況についてお答えください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

別府市医師会とは、休日当番医の輪番制に代わり、休日診療を行う場所として、別府市保健センターについて今後協議をしていきたいと考えております。この問題につきましても、別府市だけでなく、東部医療圏域に関わる問題でもありますので、また県とも協議して連携して対応してまいりたいと考えております。

○4番（森 裕二君） 別府市保健センターで休日急患センター化が実現すれば、医療関係者の負担が減るばかりではなく、市民の皆さんの利便性が向上します。一々休日当番医と病院の場所を確認することなく、急な症状や軽症であれば迷わずセンターへ行くことができますし、受診するか迷うようなときでも、症状の相談ができやすくなるというメリットもあります。

現状では、休日当番医を利用する人のほかに、一部の方が本来は二次救急に当たる救急病院や総合病院へ行って治療を受けているというふうにもお聞きをしております二次救急病院側も、頼ってくる患者さんを断ることができず、受け入れている状況です。そのため、本来、二次救急へ行くべき人が三次救急に回される。結果、三次救急の医療体制が逼迫してしまうということもあるようです。これでは、いざというときの救急医療体制は崩壊してしまいます。そうならないためにも、一次救急は全て休日急患センターで受け入れるという体制を取るべきだというふうに思います。ぜひ、休日急患センター実現化へ向けて協議を進めていっていただきたいということを強く要望いたしまして、次の質問へ移らせていただきたいというふうに思います。

次に、市営体育施設の夜間照明施設についてお聞きをしたいというふうに思います。

別府市の体育関連施設で、現在、夜間照明設備がついている施設がどこなのか、まず伺いたいというふうに思います。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

体育関連施設で夜間照明がある施設は、野口原陸上競技場、ソフトボール場、実相寺多目的グラウンド、公園テニスコートの4か所。また、青山中学校、北部中学校、別府中央小学校、旧浜脇中学校の各グラウンドの4か所、合計8か所となっております。

○4番（森 裕二君） 今お答えいただきました8か所で、小学校が14か所のうち1か所、中学校が旧山の手と浜脇中を合わせましても、9か所のうち2か所ということでした。これも、別府市と人口規模が同じ静岡県掛川市の統計資料をホームページから調べてみましたが、小学校が22か所のうち16か所、中学校が9か所のうち3か所、夜間照明設備がありました。人口規模が同じというだけで、面積や学校の規模等にも違いがあり、一概には比較はできませんが、別府市のほうが夜間照明設備のある体育施設は少ないという印象が残ります。

では、別府市内の8か所ある施設の夜間照明設備の利用状況というのはどうなっていますか。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

夜間照明施設の使用した日を集計いたしました令和4年度の利用率は、野口原陸上競技場が100%、ソフトボール場が38%、実相寺多目的グラウンドが4%、公園テニスコートが98%でございます。また、青山中学校が36%、北部中学校が13%、別府中央小学校が16%でございます。

なお、旧浜脇中学校は現在改修中で使用実績はございません。

- 4番（森 裕二君）今の答弁によりますと、野口原陸上競技場の使用率は100%、公園テニスコートは98%ということで、飽和状態だということが見てとれます。逆に、他の施設は多くても30%台、少なくても10%台ということで、施設の使用状況としては全体的にばらつきがあるというのが見てとれるというふうに思います。これらのデータから、別府市内の夜間照明設備のある市営体育施設は、使い勝手がいいところと悪いところで差が出ており、全体的にも夜間照明設備が少ないということが証明されたというふうに思います。

近年の猛暑による熱中症対策としまして、小中学校の体育館や地区公民館の体育館、幼稚園のホールに空調設備をつけるということになりましたが、室内でも空調設備が必要なほどのこの異常な暑さの中、日中外でスポーツをするということは、まさに地獄だというふうに思います。甲子園大会でも、途中給水タイムを設けて熱中症対策等を行っておりますが、それでも倒れてしまう選手が出るほどです。昔はスパルタ指導により、水も飲まずに倒れるまで練習をさせられるというのが当たり前の時代もありました。しかし、今は科学的検証により、しっかりと水分を補給し、休息を取りながらスポーツをするという時代へ変わりました。しかし、最近の異常気象による猛暑はスポーツをする環境ではございません。夜間照明設備を整えることで、少しでも夜間の涼しい時間帯にスポーツをするという環境がつかれないかというふうに思います。

各施設で利用状況にばらつきがあるのは、利用するのに不便な地域が含まれているからではないでしょうか。どこにつければ需要があるのか調査する必要もあると思いますが、そもそも夜間照明設備自体が少なければ、需要も少なくなるというのは仕方のないことなのかなというふうに思います。また、地理的にも、別府市は大分県内から集まりやすい場所でございます。ですので、夜間照明設備が充実しているということになれば、県内各地よりスポーツのためにさらに多くの人々が集まってくるというふうに思います。そうしますと、優秀な選手、指導者も多く集まってくることにつながるというふうに思います。それがここ別府市のスポーツの振興、発展につながるのではないかとというふうに考えます。ぜひ今後、夜間照明設備のある体育施設を拡大して行ってほしいというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

- スポーツ推進課長（豊田正順君）お答えいたします。

このことにつきましては、各スポーツ部会や各施設利用者の要望、意見を集約しておりますので、中学校の部活動の完全下校時間が17時30分から18時30分に定められていることを踏まえ、今後調査研究いたします。

- 4番（森 裕二君）今の答弁をお聞きしますと、前向きに検討していただいているというふうに受け取れました。今回の議案にも、体育施設整備に要する経費の中で、サッカー競技場夜間照明設備新設測量設計予算が組み込まれていますので、拡大していく方向であるのは間違いないというふうに信じております。

照明設備を1か所設置するのに数億円の費用がかかるということですので、予算の範囲内であるというのは仕方のないことだというふうには思いますが、多くの方に安全・安心、快適にスポーツができる環境をつくるのも行政の仕事だというふうに思います。需要の高いところや、利便性の高そうなところから順次増やしていただき、子どもから大人までスポーツを楽しめる環境をつくり、健康寿命の延伸につなげていきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

では、次の質問に移りたいと思います。

放課後児童クラブについてお聞きをします。

共働きや独り親世帯の増加、仕事の多様化などにより、放課後児童クラブの需要は高まっているというふうに思います。放課後児童クラブの現状について、まずお聞きしていき

いというふうに思います。小学生の何人が現在、放課後児童クラブを利用していますか。また、それは小学生全体の何%になりますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

令和5年5月1日現在、市内の放課後児童クラブに登録している小学生は1,483名です。これは小学生全体の31.84%になります。

○4番（森 裕二君） 小学生のうち、約3割が放課後児童クラブを利用しているということですが、各クラブによって利用率が多い少ないなど若干の変動はあると思いますが、全体的に見てみますと、小学校低学年ほど利用率は高く、高学年になるにつれて減っていく傾向があるというふうに思います。

また、兄弟がいる場合は、長子ほど下の子どもと一緒に利用するため利用率は上がり、次子以降は上の兄弟が家で留守番できるようになるのと並行して、利用率が下がるという傾向があります。さらに、遅い時間まで利用できる児童クラブほど需要が高い傾向があるというふうにお聞きをしております。

では、次に夏休みなど長期休暇中の利用状況がどのようになっているのか、これも先ほどと同じく、利用者数と小学生全体の何%になるのか、お答えいただけますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

各クラブの利用者数でございますが、夏休みや冬休みなど長期休暇では個別に集計しておりません。昨年8月1日現在の登録者数でございますが、1,402名でございます。これはその当時の小学生全体の29.35%になります。

○4番（森 裕二君） 長期休暇中の利用状況は、集計をしていないということですので、はっきりした数字は分かりませんが、一般的に子どもの学校が長期休暇になったとしても、親の仕事も休みというわけではございませんし、自営業など、日中子どもがいると仕事ができない家庭の保護者もいると思うので、利用率は変わらないか、増える傾向にあるというふうに思います。実際、ふだんは利用してなくても、長期休暇中のみ利用したいという声があり、条件つきで対応しているクラブもあるというふうに聞いております。

しかし、この長期休暇中の児童クラブを利用する上で、多くの利用者からあることがネックになっているという話があります。それは昼食です。この長期休暇中は、朝から子どもを預ける必要がありますので、子どもにお弁当を持たせることになります。この昼食のお弁当を作るのが負担になっているという声があるんです。現在、別府市内の放課後児童クラブで、長期休暇中に昼食の提供をしているクラブというのはありますか、お答えください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

現在、昼食対応しているクラブはございません。

○4番（森 裕二君） ふだんの児童クラブというのは、利用は放課後のみということになりますから、昼食は学校の給食を食べます。しかし、長期休暇中や土曜日等は学校がないため、給食の提供がありません。そのため、昼食の対応として、親がお弁当を作るしかないというのが現状だと思います。そのため、本当は児童クラブを利用したいのに、お弁当を作らなければいけないということが負担となり、利用を控えるという保護者もいるようです。この問題は別府市だけに限ったことではなく、全国的な問題となっております。こども家庭庁もこのことを問題として捉え、全国的に昼食の提供を推進しているとお聞きしております。学校給食センターを利用した取組や、弁当業者と連携した取組事例も他の自治体等ではあるようですが、全国的な取組状況について説明していただけますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

こども家庭庁の調査によりますと、全国の放課後児童クラブの約23%に当たる2,990か所まで昼食を提供しています。学校給食センターの活用や弁当業者等との連携のほかに、

児童クラブを運営している母体の法人が実施しているケースや、子ども食堂との連携など、地域の特性に応じた取組事例がございます。

- 4番(森 裕二君) 当然のことですが、長期休暇中は児童クラブに預けている、預けていない関係なく、子どもの昼食をどうするのかというのは、全ての親が頭を悩ませるところではあります。しかし、子どものお弁当となると、少しでも見栄えをよくしようとするのが親だというふうに思います。児童クラブの支援員の中には、おにぎり一つでもいいですよと言ってくれる優しい方もいらっしゃいますが、最近はキャラ弁を作って持って行く子どももいる中で、パンやコンビニのおにぎりを毎回持たせるわけにはいかないということも聞いております。

この昼食のお弁当問題が、放課後児童クラブを利用する上での大きな壁になっている家庭もあると思うと、早急に対応をするべきだというふうに思います。こども家庭庁も調査結果を踏まえ、昼食の対応について、全国の自治体に対応するよう検討を促しているようですが、別府市として今後の対応をどう考えているのか、お聞かせください。

- 次長兼子育て支援課長(中西郁夫君) お答えします。

放課後児童クラブにおける昼食提供につきましては、利用する子どもや保護者のことを真ん中に据えて、様々な課題が考えられると思います。別府市の実情に応じて慎重に調査していきたいと思っております。

- 4番(森 裕二君) 放課後児童クラブを利用する児童全てに昼食を提供してほしいとお願いしているわけではなく、お弁当を作ることが負担になっている家庭に、少しでもその負担を減らしてあげたいという思いがございます。ですので、子どもにキャラ弁を作って持たせることをやりがいに感じている御家庭は、それを続けていただければいいというふうに思います。しかし、共働きで毎日の弁当づくりが大変、夏場の食中毒が気になる、栄養バランスがちゃんとできているか不安などと感じている保護者が、明日は頑張ってお弁当を作ろう、また明日はきついから昼食の提供をしてもらおうと選べるだけでも負担が減るといふふうに思います。

新しい学校給食センターもでき上がったことですし、長期休暇中の昼食の提供ができれば一番だというふうに思いますが、難しければ、仕出し弁当や宅配弁当業者も別府市内多くございますので、全国でも様々な取組が行われているようでございますから、どの事例が別府市に合っているのか、しっかりと調査研究していただき、子育て世代の負担軽減に役立ててほしいというふうに思います。

以上で、大分時間が余ってしまいましたが、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(議長交代、副議長日名子敦子君、議長席に着く)

- 2番(石田 強君) 2番、日本維新の会、石田強です。それでは質問、今日も頑張っていきたいと思っております。

私は7月、市内の中学校の校長室に行く機会がありました。そこには大きなモニターやパソコンがあり、校長先生にそのモニターを何に使うんですかと質問すると、毎朝、不登校生徒とインターネットでコミュニケーションをとるために使用していると聞きました。生徒がネット配信に参加すれば出席扱いになるなど、学校の生徒に対する努力を感じました。時代が進化し、便利になる反面、SNSやネットゲームに依存してしまい、ネット依存から抜け出せない児童生徒も増えていると聞いております。さらに、コロナ禍で対話がなくなり、対人関係を苦手とする児童生徒も増えています。一度家から出なくなると、家から出られなくなる。コロナ禍で、自分自身も経験しました。本当に苦しいと、大人も子どもも相談できない気がします。私は子どもが始めたサッカーを全力で頑張る子どもの姿を見て、自分も頑張らなければと立ち直ることができましたが、不登校に悩む保護者や児

児童生徒も多くいると思います。私によれば少しでも力になれると思いますので、いつでも御連絡ください。

それでは質問に参ります。

現在、別府市における不登校児童生徒数を教えてください。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する国及び県の調査結果がまだ公開されておりませんので、令和3年度の調査結果をお伝えいたします。

令和3年度、別府市において、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いた支援が必要な児童生徒数は、小学校で58人、中学校で157人、計215人でした。

○2番（石田 強君） 次に、別府市における不登校児童生徒の学びの場にはどのようなものがあるか、答弁をお願いいたします。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

別府市教育委員会では、登校支援ルーム、教育支援センターふれあいルーム、訪問型アウトリーチ支援等を学びの場や支援の場として提供しております。

また、民間の施設としましては、フリースクール、放課後等デイサービス等があります。児童生徒一人一人の状況に応じて、多様な学びの場、支援の場を提供しています。

○2番（石田 強君） その中でも、フリースクールは利用料が発生する。つまり自己負担。フリースクールは、国や県からの補助がほとんどなく、多くのフリースクールは平均3万3,000円の利用率で運営していると聞きました。そのため、保護者の経済的負担が大きく、それを理由に、フリースクールを利用しようにもできない家庭があるのではないのでしょうか。何らかの補助が少しでもあれば、フリースクールを学びの場とすることができる子どもも増えるのではないかと考えます。市教委の見解を伺いたいです。お願いします。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

別府市といたしましては、現在、支援が必要な児童生徒の学びの場や居場所の設置を推進しているところでございますが、フリースクール等の民間の施設利用に対する教育行政の関わりにつきましては、検討していく必要があると考えております。フリースクール利用者またはその保護者の経済的な負担を軽減している自治体がございますので、別府市教育委員会といたしましても、そのような自治体の取組等を参考に、保護者負担を軽減する方策について検討を進めてまいりたいと考えております。

○2番（石田 強君） 全国では20以上の自治体が個人事業所に負担している、そういうのは僕も調べて分かりました。このままでは、フリースクールが別府市内からなくなる可能性もあります。ぜひとも御検討よろしくをお願いいたします。

次の質問に移ります。

次に、コロナ禍を経て、この5年間で活字文化が大きく変化した気がします。私はこの夏、東京で30回以上電車の乗り降りをしました。その電車内で誰一人として、新聞、雑誌、文庫本を読んでいる人がいないことに気がつきました。御年配の方も、スマホやタブレットで本を読んでいた。確実に時代が進化しており、五、六年後の別府にはデジタル化が進むと思います。

そこで質問します。新しい図書館は、デジタル機能の導入計画があるのでしょうか、教えてください。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

新しい図書館は、時間的・地理的な制約なく利用できる多様な情報源を提供する計画でございます。具体的なサービスとしましては、電子書籍の貸出しサービス、関連機関のウェ

ブサイトへのリンク、別府に関する絵図など貴重な地域資料のデジタルアーカイブの提供などが挙げられます。

- 2番(石田 強君) 次に、高齢化が進み、図書館に行きたくても行けない市民が増えてきています。高知県の電子図書館のように、わざわざ図書館に出向かなくても、自宅で電子書籍が借りれるような仕組みがあるといいと思うのですが、そのような機能は新図書館にあるのでしょうか、お答えください。

- 教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

電子書籍の貸出しサービスも導入を検討しております。電子書籍につきましては、全国的に見ても導入している公共図書館は約28%と、まだまだ少ないのが現状です。導入が進まない理由には、大きく4点あると考えております。

まず1点目は、個人が電子書籍を利用する場合と異なり、公共図書館で電子書籍を提供する場合には、システム構築やその維持管理に多額の経費が必要という点です。2点目は、著作権保護の観点から、利用できる期間や利用の回数、一度に利用できる人数が決まっているなど、利用制限があることです。続いて3点目は、公共図書館で提供する電子書籍の価格は、紙媒体の書籍よりも高額になるという点です。最後4点目では、電子書籍の点数や種類が少ないこと、またデータを提供している出版社に偏りがあることなど、資料提供面での課題がある面です。

新図書館に導入を検討しているところではありますが、これら資料提供面での課題やシステムの成熟の度合い、コストの推移なども注視しながら、継続的に調査研究を行う必要があると考えております。

- 2番(石田 強君) 紙のほうの提供は今後少なくなっていくと思います。そのときには、本を置けるスペースを、会議室や学習室にするほうがニーズに合うと思いますが、市はどのように考えているのか、お答えください。

- 教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

新しい図書館のサービス指針の一つに、変化に対応すると掲げております。時代や社会の変化に対応して、それらに応じた求められる機能やサービスに柔軟に対応していくことが重要と考えております。

情報を得る方法は、紙媒体であったり、電子媒体であったり、また図書館の使い方も人によって様々です。図書館サービスを提供する上では、利用者の多様なニーズにフレキシブルに対応することを念頭に、今後運営の詳細を検討してまいりたいと考えております。

- 2番(石田 強君) ありがとうございます。

次に、幼稚園ホール、エアコンについて質問します。

幼稚園ホール・遊戯室に空調を設置することは大賛成です。しかし先日、野口ふれあい交流センターの体育館を利用した際、風量が物すごかったです。人間の体は基本的に自分の体温を調整する力を備えていますが、急激な温度変化により、自律神経の乱れが生じます。

そこで、体育館に備えるような大型なものではなく、利用者が風量や風向きなどの設定を変えることができる機器、つまり、大型の機器ではなく、一般的な業務用エアコンを設置してもらえないでしょうか、お答えください。

- 教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

幼稚園ホールエアコンにつきましては、議決をいただきましたらば、現在進めております小中学校体育館の空調と同様、その日の天候や利用目的に応じて設定を変更できる機器を設置をする、そのような計画でございます。

- 2番(石田 強君) 私は市内外の保育園のホールを調査しましたが、体育館用の大きいエアコンを使ってる施設は少ないと感じました。業務用エアコンの20馬力2台の設置が

ほとんどでした。ホール大きさも、体育館に比べたら3分の1以下と小さい。しっかりとほかの施設を調べて設置していただきたいと思います。

先日、就学前教育・保育ビジョンの素案が示されました。現在14園を7園にする素案だが、来年または再来年閉園する予定の公立幼稚園にも空調を整備するのか、答弁ください。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

就学前教育・保育ビジョンの素案では、7園が閉園することが示されておりますが、空調整備に関しましては14園のうち、既にホールに空調が設置をされている2園を除く12園に設置し、14園のうち全てのホールに、来年の夏には区別なく空調を整備して使っていただけるように整備したいというふうに考えております。

失礼いたしました、続けて答弁させてください。素案どおり閉園するようになった場合におきましては、設置した設備は、小中学校を含めた職員室や保健室などの既存空調設備の更新等に有効活用したいと考えております。それ以前に、もちろん今ある施設を有効活用することも併せて検討したいと思います。

○2番（石田 強君） ありがとうございます。

続きまして、別府市の農作物とふるさと納税について質問します。

私は選挙で市内を回っていたときに、多くの農家さんが、イノシシ、鹿が増え過ぎて作物を食べられると聞きました。このままでは、別府市内で農作物を育てられないようです。農家を辞めた方も多くいると聞きました。別府市は、有害鳥獣であるイノシシ、鹿の対策はどのように行っていますか、答弁ください。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、予防対策として、農地等を囲む電気柵、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵など、防護柵の設置補助を行っており、過去10年間の防護柵の設置距離につきましては、約125キロメートルとなっております。

また、捕獲につきましても対策を行っております。有害鳥獣捕獲班への箱わなの貸出しや、鹿が数多く確認されている十文字原演習場内での年末年始5日間の捕獲も実施しております。また、令和3年度に捕獲技術の向上を図るために、湯山クレ射撃場内にラビット射撃施設の導入を行っております。

○2番（石田 強君） ありがとうございます。

次に、過去3年間のイノシシ、鹿の捕獲頭数についてお聞きしたい。お願いいたします。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

イノシシと鹿の捕獲頭数につきましては、令和4年度、2,050頭、令和3年度、1,928頭、令和2年度、2,134頭でございます。

○2番（石田 強君） イノシシや鹿を捕獲したその後はどのように処理を行っていますか、答弁お願いします。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

捕獲後につきましては、捕獲した個体は、基本的には全量を持ち帰るか、適切に埋設処理を行っております。また、一部でございますが、ジビエ専用の食肉処理施設への搬入も確認しております。

○2番（石田 強君） せっかく捕獲した有害鳥獣は、ほとんどが埋められるのが現状だと思われま。せっかく捕獲したにもかかわらず、家庭内消費は限界があり、埋めてしまうのも理解ができます。しかし、捕獲した有害鳥獣を豊後大野など食肉処理施設へ運ぶには遠過ぎる、害獣を財獣にするためにも、食肉処理施設が必要です。

そこで、別府市はジビエ専用の食肉処理施設についてはどのようなお考えでしょうか、答弁お願いします。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

ジビエ専用の食肉処理施設につきましては、ジビエに対する需要や、それに応じた安定供給のための体制構築、食肉処理施設の衛生管理や設置基準など、様々な課題が考えられます。まずは、現在取り組んでおります食×観光事業を通して、市内の宿泊・飲食事業者におけるジビエに対する需要の把握に努めたいと考えております。

○2番（石田 強君） 次に、鳥獣被害の状況を踏まえ、別府市農業の現状や今後についてどのように考えていますか、答弁をお願いします。

○観光・産業部長（日置伸夫君） お答えいたします。

別府市農業の現状につきましては、全国的な傾向と同様に、イノシシ、鹿をはじめとした鳥獣被害の問題に加え、農業者の高齢化や担い手が不足している状況ではございますが、有害鳥獣対策に地域で取り組むなど、一丸となって農地保全や農業振興に取り組んでおります。

一方、有害鳥獣対策を今後も継続的に実施したとしても、鳥獣被害を完全になくすことは困難であるとも認識をしております。持続可能な農業の推進を図るために、鳥獣被害を受けにくく、かつ農業者の収益化が見込める農作物や、花卉などの栽培品目についても調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○2番（石田 強君） ありがとうございます。僕は長野市長が進める学校給食の農作物、別府市産100%、それには本当に賛成だと思ってます。そのためにはしっかりと有害鳥獣対策、しっかりと行っていただきたいと思いますので、ぜひとも御検討ください。

次に、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税の返礼品で、農作物の取扱いが少ないと思うが、今後の農作物についてどのように考えているか、答弁ください。

○政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

別府市のふるさと納税に登録された返礼品685品目のうち、農産物の割合は約12%であり、他市町村に比べ、農産物の割合は少ない傾向にあります。しかしながら、返礼品の人気商品には、肉、魚介類、米などの農産物が占めている状況から、各団体はそれらの返礼品のラインナップを取りそろえるなど、寄附金の獲得にしのぎを削っている状況が見受けられます。

別府市でも、農作物や魚介類などの返礼品の開拓は現在も行っておりますが、ふるさと納税に係る地場産品基準が区域内において原材料の主要な部分が生産されたものや、製造、加工、その他の工程のうち、主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものなど、第3次産業を中心とする産業構造の本市にとっては、かなり不利な制度でもあります。しかしながら、農産物の新たな返礼品の開発につきましては、引き続き事業者と連携を図りながら調査研究してまいりたいと考えております。

○2番（石田 強君） それでは、別府市のふるさと納税の現状はどのようになっているのか、答弁ください。

○政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

別府市の令和4年度における寄附金額は、決算ベースで7億9,577万円となっており、前年度比で約8%の伸びとなっております。

返礼品ごとの寄附の状況ですが、カテゴリー別の寄附件数トップ5は、宿泊関係が全体の寄附件数の約33%を占めており、続いて、シイタケ15%、入浴剤10%、スイーツ8%、飲料5%の順となっております。また、別府市に寄附された方の居住地別では、東京都に在住の方が件数比全体の約24%、続いて福岡県11%、神奈川県8%、大阪府6%の順になってます。これをエリア別に見ますと、関東圏が全体の43%を占め、続いて九州・沖縄の20%、関西の15%の順になってます。

また、総務省発表のふるさと納税状況報告書によりますと、全国のふるさと納税で受け入れた寄附金額では、前年度比で約1.2倍に増加しているものの、その寄附金額トップ20の自治体の寄附金額が全国の寄附金の約2割以上を占めている状況で、一部の自治体に寄附が偏っている状況が見受けられます。また、別府市は1,788団体中286番目で、平均寄附単価は全国平均が約1万8,000円に対し、別府市は4万7,000円と高い状態を推移している状況ではあります。

○2番(石田 強君) 今後ふるさと納税はどのようにやっていこうと考えているか、お答えください。

○政策企画課参事(佐藤浩司君) お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品基準の中で、本市の最大の特徴である豊富な体験型リソースを余すことなく活用した、別府市ならではの、そして別府にしかできない商品開発に注視し、取り組んでおります。

一例を挙げますと、ほかに類を見ない取組として、本年5月に夢を持つ若者たちに未来へのチャンスの場をつくり、その若者たちの夢が実現するまでのプロセスを温かく育むプロジェクトとして、BEPPU EGG CITYを開催し、本年度はダンス、ミュージシャン、映像クリエイター、アップサイクラー、この4つの分野で実施しました。また、このイベントで優勝された方が出品されます作品を、10月からふるさと納税の返礼品として提供を開始していく予定となっております。そのほかにも、今月末には別府市と別府市のふるさと納税の返礼品を提供する事業者と共同企画した別府市ならではの新たなお土産の開発や、Web 3.0のブロックチェーン技術を用いたNFTのデジタルアートによる返礼品の提供、そして、アーティストとして移住された方の作品を披露する場としてギャラリー的に活用するなど、これからも積極的に他と差別化した魅力ある返礼品開発に取り組んでまいりたいと考えております。

○2番(石田 強君) ありがとうございます。先日行われましたBEPPU ONSHEN SHOWER FESなど、イベントだけではなく、イベントとホテルをセットなど、別府市独自のふるさと納税も可能性がまだまだあると思います。それについても期待しております。

次の質問に参ります。次に、別府市役所についての質問をいたしたいと思っております。

最初に、マイナンバーカードの活用について、マイナンバーカードのメリットとして、一つは業務の効率化があります。これによって、市民、職員の皆さんが手書き、また、いわゆる面談などで使っている時間などをプログラムの自動化できる部分は自動化して、ほかに回せる時間をつくっていただくことができると思います。現在、別府市のマイナンバーカードの普及率について教えてください。

○情報政策課長(新貝 仁君) お答えいたします。

令和5年8月末現在、別府市の人口に対するマイナンバーカード保有割合は71.5%、全国平均71.7%でございますので、ほぼ全国平均に近い値となっております。

○2番(石田 強君) 次に、別府市のマイナンバーカードの今後の活用方法について教えてください。

○情報政策課長(新貝 仁君) お答えいたします。

マイナンバーカードは、オンラインで本人確認ができる公的個人認証の機能を持っております。マイナンバーカードの普及が進んできたことによりまして、今後はこの機能を使いまして、市役所に行かずにオンラインで本人確認を行い、様々な手続きができる仕組みをつくっていくことなどで、市民の利便性の向上を図ることが可能になります。

別府市でのマイナンバーカードの活用でございますが、令和4年2月にコンビニでの証明発行サービスを開始し、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、市県民税課税証

明書、所得証明書などが取得できるようになっております。コンビニ証明発行サービスは、休日も含みます早朝から深夜まで利用できます。発行手数料も、市窓口での発行より安く設定しております。

また、窓口手続のほうでは、マイナンバーカードを使いまして、申請書の個人情報を自動入力するシステムを導入しまして、まずは今年度市民課でサービスを開始する予定です。

オンライン手続のほうにつきましては、昨年度までに子育てや介護など国指定の27手続や、職員採用試験の申込み、不在者投票用紙の請求、消防関係の届出などについてマイナポータルから申請できるよう整備済みでございます。市独自でも、別府市公式LINEからマイナンバーカードで本人確認を行い、申請ができるシステムの整備を今年度実施することにしております。

今後も市民に身近な手続でマイナンバーカードを使ったサービスを推進し、市民の皆様にも便利さを実感していただけるよう努めてまいりたいと思っております。

○2番（石田 強君） 続きまして、別府市職員の副業についてです。

公務員は安定しているという国民のイメージですが、時代の背景にもあります増税、物価上昇、ガソリン代の高騰など、この20年で可処分所得は確実に減っています。地方公務員の副業許可制度の先駆けとなった神戸市や奈良県の生駒市には、全国の自治体から同制度に対して多数の問合せが寄せられているそうです。

そこで、別府市における現在の副業の現状を教えてください。

○職員課長（竹元 徹君） お答えいたします。

職員の兼業・副業につきましては、営利を目的とする私企業その他団体の役員等になることや、自ら営利を目的とします私企業を営み、または報酬を得て事業もしくは事務に従事することは、地方公務員法により制限をされているところでございますが、任命権者の許可を受けることにより従事できる場合がございます。具体的な事例といたしましては、不動産等の賃貸や、農業や漁業などを営むこと、また太陽光電気の販売や消防団員、講演・執筆活動などがございますが、職務の遂行に支障がないと認められることが前提となっております。

なお、令和5年度の現時点の実績としましては、延べ77名に対しまして、営利企業等の従事許可を行っているところでございます。

○2番（石田 強君） 次に、自治連携や助け合いのまちづくりのため、職員が空いた時間を使って、公園の草刈りやスポーツの指導などを副業として、まちのため、子どもたちのために行うことはできるでしょうか、御答弁ください。

○職員課長（竹元 徹君） お答えいたします。

職員の地域貢献活動等に対しまして副業の取扱いにつきましては、職員の地域活動への積極的な参加を促進する意味でも、全国的にも広がりつつある取組と認識をしております。別府市におきましては、職員が地域の応援隊員として、地域からの依頼によります清掃活動や行事などに自主的に参加をいたします地域応援隊を結成し、地域貢献活動に取り組んでいるところでございますが、兼業・副業としまして本来の職務遂行に支障のない勤務時間外や週休日等の活動に報酬を得て従事することは可能と考えております。現状、スポーツ指導者として営利企業等の従事許可をしている事例も既にごございます。

○2番（石田 強君） ありがとうございます。別府は観光地であり、土日の人手不足は課題の一つだと思います。別府市のために、市の職員さんが活躍できる場をどんどんつくっていただきたいと思います。

次に、別府情報発信についてです。

別府市は情報発信にホームページや市報など多くの予算を使っています。しかし、市民、観光客には情報が届いていないような気がします。現在、どのような手段を通じて情報発

信を行っていますか、答弁をお願いします。

○市長公室長（山内弘美君） お答えいたします。

現在、別府市では、紙ベースの市報をはじめ、インターネットを通じたホームページやフェイスブックなどのSNS、またケーブルテレビなど、様々な媒体を活用して情報発信を行っています。

○2番（石田 強君） せっかく各課でいい事業を実施しても、発信力が弱いため、事業効果が薄くなっているように思います。ツイッターやフェイスブック、インスタグラムなどのSNSは、無料で情報拡散力が強いので、SNSを利用した情報発信に力を入れるべきだと思いますが、どのように考えていますか、答弁をお願いします。

○市長公室長（山内弘美君） お答えいたします。

別府市では、幅広い世代の方に様々なお知らせをお届けするため、多様なツールや手段を使って情報発信をしています。SNSの活用につきましては、ホームページの新着情報をツイッターで投稿しているほか、市政情報やイベントのお知らせなどを、フェイスブックやインスタグラムで情報発信しています。タイムリーで拡散力のあるSNSの活用は大変有効であると考えておりますので、昨年、アカウントの見直しや整理を行ったところですが、さらに効果的なSNSの運用方法について、現在、庁内で協議を行いながら、各課が連携して取り組んでいるところでございます。

○2番（石田 強君） 別府市ウェブ新着情報のツイッターは、自動でアップされている仕組みになっていますが、それでも数多くのフォロワーがいます。大体今5,000人ぐらいだと思います。ツイートの方法を工夫することにより、もっとフォロワーが増えると思います。特に若い人たちは、ツイッターやインスタグラムを活用して情報を得ており、別府市も若い世代の職員などの活用など、積極的に情報発信をしてはいかがでしょうか、答弁をお願いします。

○市長公室長（山内弘美君） お答えいたします。

SNSを活用した情報発信については、今後ともさらに強化して取り組んでまいりたいと考えております。また、幅広い世代の方や、より多くの皆様に分かりやすい情報をお届けできるよう、今後とも様々な媒体の特性を生かした戦略的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○2番（石田 強君） 次に、競輪場の施設についてです。

市民の方から、競輪場の施設をもっと有効活用できないかとの問合せが多くあります。前回の議会では、ハード的な面で質問を行いました。今年度の施設整備計画で、市民の意見を取り入れたいとの答弁でありました。

今回は施設整備が完成するまでの間、ソフト面での利活用についての質問です。現在、別府競輪場は競輪以外にどのような活用がされているのか、答弁をお願いいたします。

○公営競技事務所長（山本直樹君） お答えいたします。

競輪場では主に3つの利活用を行っています。1つ目は、年間プロモーションによる各種イベントがあります。具体的には、婚活イベント、ナイトフェス、ファン感謝イベント、子どもたちを対象にしたバックヤード見学など、新規ファンの獲得や来場促進、売上げアップに向けての施策に係る利用でございます。

2つ目には、バンクの利活用ですが、高校等の自転車競技部やアマチュア自転車競技者の練習への貸出し、さらには、県体育関係の自転車競技大会などへの貸出しがございます。また、一昨年度、昨年度と、プロロードレースチームによるバンクを使用したレースイベントへの貸出しを行っています。

3つ目には、地域との連携強化を目的に、ひとまち協議会の事務所、社交ダンスや楽器演奏などの練習、自治会の会議など、地域活動の場として施設の貸出しを行っており、さ

らには地域団体の実施する各種マルシェの会場としても活用されております。

- 2番(石田 強君) 様々な利活用がされているようですが、私が独自に調査したところ、全国各地のボートレース場では、夏休みの間、子どもたちが一日中遊べるような特設プールを設置していたり、バスケットボールコート、ボルダリング施設を整備するなど、集客アップするとともに、市民へのイメージアップが図られています。

しかし、別府競輪場の広場は、夏休みの昼過ぎでも人がほとんどいませんでした。競輪場も今以上に市民に施設を有効活用していただき、さらなるイメージアップを図っていただけたらどうでしょうか、答弁をお願いします。

- 公営競技事務所長(山本直樹君) お答えいたします。

まず、ハード面に関することは、今年度実施いたします施設再整備計画の中で様々な御意見をいただきながら取り組むとともに、ソフト面につきましては、競輪開催に支障のない範囲内で対応したいと考えております。

- 2番(石田 強君) ありがとうございます。

次に、別府駅周辺の条例についてです。

最初に、別府駅前の現状について質問したいと思っております。その前に先日、9月3日の温泉フェス前のビーチ清掃に200名以上の参加がありました。急な要請にもかかわらず、多くの市民の参加、ありがとうございました。

皆さん御存じかどうか分かりませんが、私自身も、別府駅周辺のごみ拾いを定期的に行っています。特に夜間の北浜かいわいでの歩きたばこや、吸い殻のポイ捨てが多く、住民や事業者が困っています。別府市では、地域環境美化条例を策定し、別府駅周辺の環境美化を図っていると聞きますが、この条例の概要を教えてください。

- 生活環境課参事(原田勲明君) お答えいたします。

別府市地域環境美化条例につきましては、平成12年9月29日に制定し、平成13年4月1日に施行しております。

この条例は空き缶、吸い殻等の散乱防止などの適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、本市の環境美化を図り、もって国際観光温泉文化都市としてふさわしい都市環境の形成を図ることを目的としております。条例第8条の規定により、空き缶、吸い殻等の散乱防止に関する施策を特に実施する必要がある公共の場所等を散乱防止地域に指定しており、別府駅など本市の玄関口となる地域等6か所指定をしております。

また、条例第9条に散乱防止地域に空き缶、吸い殻等をみだりに捨ててはならないことが規定されており、違反した者に対しましては、自己の責任において空き缶、吸い殻等を処分することを市長が命ずることができ、条例に違反した場合には、罰則規定が設けられております。

- 2番(石田 強君) 続きまして、別府駅東口の空き缶、吸い殻など散乱防止地域は具体的にどのようなになっていますか、答弁お願いいたします。

- 生活環境課参事(原田勲明君) お答えいたします。

別府駅東口につきましては、駐車場用地を含む別府駅プロムナード及び駅前通りを空き缶・吸い殻等散乱防止地域に指定をしております。

- 2番(石田 強君) ありがとうございます。事業者や通り会、商店街関係者が地域の清掃活動を行う際に、マナー違反者に対し、注意や声かけをしたいが、散乱防止地域に北浜通りや商店街が指定されていないため、注意しづらいとの声が多く届いています。駅前のみの条例を商店街、北浜通り、新宮通りなどに大きく広げ、散乱防止地域の範囲を広げることで、改めて地域環境美化条例の存在を周知し、中心街を訪れる人のマナー向上を図り、別府駅周辺、北浜通りのイメージアップにつなげることができると思います。

また、駅周辺に喫煙ブースを設けることで、歩きたばこを抑制できるのではないかと思

いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

現在指定をしております散乱防止地域を拡充するという事で、吸い殻等の散乱防止に対応していくということは方策の一つであると思いますが、実効性のある取組といたしまして、現在活動している地域の住民の皆さん、また事業者の皆さんと一緒に吸い殻等のごみを捨てさせない、捨てられない環境づくりに取り組み、マナーの向上、ポイ捨て禁止の意識を醸成していく活動に市が関わっていくということが肝要ではないかと考えております。

○2番（石田 強君） ありがとうございます。もうすぐ来月、ハロウィンがあります。全国的に今ハロウィンが問題になっておりますので、しっかり周知して、そういう周辺住民の方々が困らないように、ぜひとも周知していただきたいと思います。

次に、別府観光についてです。

現在、別府のアクティビティーについて、私はよく観光客の声を聞く機会があります。BEPPU ONSEN SHOWER FESの際にも、別府はおいしい御飯はたくさんあるが、どこに行けばいいのかと、お勧めスポットを聞かれました。食はお店、事業者の努力でSNSを発信し、集客につなげています。

しかし、アクティビティーなどの体験は、もっと行政の発信が必要なのではないでしょうか。近年、観光において、アクティビティーということは重要なコンテンツとなっておりますが、観光におけるアクティビティーとはどのようなものでしょうか、お答えください。

○観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

団体旅行が主流でありました高度成長期においては、観光地を見て回る周遊型観光が主流でしたが、その後、個人・家族旅行が主流となってくるとともに、見るだけでなく、その土地ならではの体験が重要な観光コンテンツとなり、全国各地で地域の特色を生かした体験型の観光素材、いわゆるアクティビティーが生まれてまいりました。近年は外国人観光客の増加とともに、日本ならではの文化・自然等を生かしたアクティビティーがさらに重要視されております。

○2番（石田 強君） では、別府市におけるアクティビティーについてはどのようなものがありますか、答弁をお願いいたします。

○観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

別府市におきましては、温泉を核とした地域資源を生かしたアクティビティーが重要であると考えております。温泉につきましては、単に入浴するだけでなく、温泉をスタンプラリー形式で巡る別府八湯温泉道や、別府ならではの地獄蒸し料理の体験、地域の温泉文化をボランティアガイドが案内するまち歩きなども別府ならではのアクティビティーであると考えております。

また、特に外国人観光客につきましては、海や山のアクティビティーについても関心が高く、別府市の提供する素材としても、志高湖でのキャンプやフォレストアドベンチャー、別府東山ハイキング、鶴見岳のロープウェイなどがございます。

また、鶴見岳一気登山なども、期間限定ではありますが、重要なコンテンツであると考えております。

○2番（石田 強君） 今、答弁出ました鶴見岳一気登山ですが、海岸から鶴見岳山頂まで自動車道を通らずに上がることができるすばらしい観光コンテンツであると思います。しかしながら、5月の鶴見岳一気登山のイベント当日しか利用されていないのが現状です。通年で利用できるようにすることでさらに魅力的になるとは思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

鶴見岳一気登山につきましては、昭和63年から開催されており、今年が第35回の記念大会でありました。今年は2,000名もの参加の下開催いたしました。実施に当たりましては、鶴見岳一気登山実行委員会を組織し、自治会、それから学生団体など37団体、260名のボランティアのお力をお借りしながら、沿道整備や当日の運営、安全管理を行っていただき、事故が起こらないように細心の注意を払いながら実施していただいております。

一気登山の通年化に関しまして一番の問題は、年間を通しての沿道の整備・管理であり、今現在の一気登山の事前準備、スタッフの負担等の状況などを踏まえると、現状では難しいのではないかと考えております。

- 2番(石田 強君) 僕は境川周辺に住んでいたこともあり、一気登山以外するとき、特に夏とか今とか、もう現状草木がぼうぼうで、もう人が歩けないようになってます。しっかりと対策することで、もっともっと一気登山がいいアクティビティーになると思いますので、しっかりと今後の対策お願いいたします。

次の質問に参ります。

別府市内で大道芸など、パフォーマーがパフォーマンスする場所がないという声が多くあります。全国的には自治体などで、の管轄で、専門家などの審査により、一定の技能レベルを有する人に対してライセンスを発行し、指定された観光スポットや公園、集客イベントなどでパフォーマンスができ、稼げる状態です。パフォーマーライセンス制度を取り入れるところが多く増えてきました。別府市の観光施設や街角で、このような一定レベルのパフォーマンスが日常的に行われるようになれば、にぎわいづくりにつながると思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

- 観光課長(牧 宏爾君) お答えいたします。

パフォーマーライセンス制度ですが、東京をはじめ、大阪や名古屋、仙台、千葉などでまちなにぎわい創出を目的に取り入れている地域があり、まちなにぎわいづくりにつなげているというような状況であります。

別府市におきましては、温泉まつり、火の海まつりをはじめ、数多くの市民の協力の下、年間を通して様々なイベントが開催され、にぎわいづくりを行っております。パフォーマーライセンス制度の導入については、難しいとは考えているんですが、様々なイベントにおいてパフォーマンスの機会があると考えておりますので、そういったものを活用していただければと考えております。

- 2番(石田 強君) ありがとうございます。これは、国際大会などで活躍し、ハウステンボスなど九州内外で多くパフォーマンスをする世界的なパフォーマー、知人の増田氏から提案していただきました。

別府市には海地獄、血の池地獄、駅前通りなど、多くの人が集まる、そして稼げる場所があるというふうに提言していただきました。私は全国から移住してきたアーティストが、先日の予算決算特別委員会のときにもいると聞きました。そういう全国から移住してきたアーティストなどもそういう観光地で販売でき、稼げる場所にもなると思います。ぜひとも御検討していただきたいと思っております。

ちょっと早くなりましたが、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

- 9番(美馬恭子君) 日本共産党の美馬恭子です。引き続きまして、一般質問させていただきたいというふうに思っています。

一番最初に、子ども子育てについてということで、新学校給食センターが稼働し始めました。いよいよ始まったということで、私もプレ稼働のときに給食の試食に伺いました。配送に関しては初めてということでしたので、少し手間取ったような気もいたしましたが、その後しっかりと動いているようです。

さて、稼働の状況などをお聞かせください。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

稼働直後の9月1日には、定刻に配送が間に合わなかったり、量の過不足が生じるなど混乱がございましたけれども、学校へのヒアリングでも、以降はおおむねスムーズとの報告を受けております。調理配送委託業者に対しては、子どもたちの学校教育活動に支障が出ないように厳しく指導いたしました。

今後も管理体制を厳格にし、安全・安心な給食を安定して提供することに努めたいと考えております。

○9番（美馬恭子君） どうぞよろしくお願いいたします。

献立作成に関しては、市の栄養士さんが作成して、食材に関しても市が調達するというところで、いろいろと大変かと思えます。こんな中で、発注方法を工夫していただきたいなども考えますし、その後栄養士さんが専門的な業務に従事できるように、支払いなどの管理業務はどのようになっているのか教えてください。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

まず、食材発注についてでございますが、当該月に使用する食材納入は、原則市に登録をしている業者による入札等により決定をしております。3献立に食材を細分化することにより、これまで単独調理場に納入をしていた業者も参加しやすいと考えております。

次に、現在給食センターには、学校と兼務をする栄養士を含め、5人の栄養士が所属をしております。3献立を立案して、食材を発注する業務は栄養士が、そして各業者への支払いなどの管理業務は行政職の職員が行っております。

○9番（美馬恭子君） 栄養士さんは栄養士さんとして児童生徒に対する食育という業務もあり、今後長らく継続していくためには、販路の拡大や地産地消の推進など、していくべきことはたくさんあると思えます。

また、1か月単位での発注ということですが、単独調理場と異なりまして、食材の量も多くなると思えます。単独調理場で搬入していた業者も参入してもらうためにもということで、3献立は必要であると以前もお聞かせいただきました。多くの業者への振り分け、支払いもかなり面倒なことになるのではないかというふうにも考えています。

以前にも言いましたが、岡山市などでは岡山市学校給食会が物資の安定供給、物資の衛生管理に関する事業、普及充実と食育の推進に関する事業などに取り組んでいます。このように学校給食の食材調達から支払いまで一元化した部署をつくる、これにより献立作成や食育に関しても、栄養士さんの業務の改善、搬入に関しても負担が少なくなるのではと思えますが、この点はいかがでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

岡山の事例も御紹介いただきました。今の現状の給食センターの運営体制を検討しつつ、またそのような事案についても引き続き調査研究できればと思っております。

○9番（美馬恭子君） せっかくできました給食センターです。子どもたちのためにしっかりと給食が提供できるように、そして長野市長も言われていました、地産地消でできていくようにということをお願いしつつ、次の質問に入らせていただきます。

3献立は、献立ごとにレーンが3つあるのかと思っておりましたが、この間見せていただいたときには、かなり狭いのではないかなというようなことも感じました。機器の故障や食材の不具合など不測の事態が発生した場合は、どのようにされるのか教えてください。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

調理場内の煮炊き調理室は約1,000食に対応できる釜を15個設置しておりまして、献立ごとに、汁物、煮物、いため物等を調理いたします。そのほかは献立ごとにレーンが分かれていますのでございませんが、3献立に応じて調理機器が重ならないように、揚げ物、焼き物、蒸し物、和え物等の献立を組み合わせしております。

調理機器の不具合等により3つの献立のうち1つが提供不能となった場合には、使用可能な調理器具、機器で調理を行います。また、仮に食材に原因がある場合には、ほかの献立の数量を増やしたり、簡易給食や備蓄が可能なカレー等を提供したりする予定でございます。

- 9番（美馬恭子君） 今からいろいろ工夫されていくと思いますので、ぜひ混乱のないようにお願いしたいと思います。

現場で働く調理員さんと児童生徒の関わりの機会はあるのでしょうか。人材不足が心配されています。子どもたちとの心の関わり、交わりが調理員さんのモチベーションにもつながるといふふうに考えています。市長がよくおっしゃっています、日本一おいしい給食と言われていますが、私は日本一心のつながりのあるおいしい給食、これを提供できるのではないかというふうに考えていますが、この点はいかがでしょう。

- 教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

調理配送委託業者の調理員に対して、依頼可能な範囲で検討してまいりたいと考えております。

- 9番（美馬恭子君） なかなか委託先ということで、すぐにはできることはないでしょうけれども、ぜひ、調理員さんたちとの関わりもできるような形で考えていただければうれしいというふうに考えています。

そして、それでは次に、給食費のことについてお伺いしたいと思います。

給食費に関しましては、第1子、第2子は半額、第3子、全額補助という政策、これに関しては本当に素晴らしいというふうに喜んでいきます。しかし、よくよく考えていきますと、少子化の現代にあって、3人子どもがいる家庭はどれぐらいあるのでしょうか、教えてください。

- 教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

この施策の人数算定におきましては、令和2年度国勢調査を基に推計をいたしました。その時点で、別府市内の子どもがいる世帯のうち3人以上子どもがいる世帯の割合は13%でした。本事業の対象年齢で限定すると、割合はさらに低くなると考えられます。

- 9番（美馬恭子君） 3人目でなくても全額補助するように制度が拡充できないのか、これに関しては国が考えることであるというふうにも思っていますが、幼稚園、小学校、中学校と年齢を重ねるごとに、前回の議会でも言いましたが必要となる経費は増えていきます。第1子から無償化することをぜひとも検討していただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

- 教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

2017年度最新の文部科学省による学校給食費の無償化等の実施状況調査では、学校給食の無償化の実施自治体は全国1,740自治体のうち76自治体であり、全体の4.4%です。調査以降も全国的に物価高騰対策をはじめ、少子化対策、人口増加対策など、学校給食の無償化を導入する自治体が増えておりますが、学校給食は、学習指導要領における教育課程上の学校教育活動として位置づけられておりますので、学校教育での基礎的経費である学校給食費についても、国の責任において財政措置を講じることを国に要望しております。

- 9番（美馬恭子君） 給食費の無償化、本当に各自治体が独自で行っているもので、地域によっては隣の自治体は給食費の無償化を行っているのに、自分たちが住んでいる市町村は行っていない、などということも現在増えてきているように聞き及びます。

また、各自治体によっては多少の増減はあるでしょうが、おおむね1か月、小学校は4,477円、中学校は5,121円となっています。給食費無償化を行うためにはかなりの財源が必要です。比較的財源の余裕のある自治体とか、もともと自治体に子どもの人数が少ないなどという理由で無償化を実施できているというふうにも考えます。しかし、同じ自治

体内でも子どもたちの食の権利の保障に差がついてしまっていることには、少し残念なところがあります。今後とも、国に対して無償化を求めることを講じながら、市としても何らかの方策を考えていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、医療費に関してお伺いします。

子どもの医療費助成については、令和4年10月から小中学生の通院費に対する一部助成、また来年4月からは高校生世代への一部助成と拡充されていることは、大変喜ばしいことと思っています。これまでの拡充による、医療費の公費負担の実績について説明してください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

子ども医療費助成につきましては、令和2年10月から非課税世帯の小中学生の通院費を無料とし、令和4年10月から課税世帯の小中学生の通院費について、一部助成をしております。また、来年4月1日から高校生世代までの一部助成に対象者を拡充する予定でございます。

これまでの拡充分の医療費の市の負担でございますが、令和2年度の12月から4か月分で約150万円、令和3年度は約460万円、令和4年度は課税世帯の一部助成が始まった12月からの4か月分を含め、約4,000万円となっております。

○9番（美馬恭子君） それでは、来年度から拡充されます高校生世代の医療費の公費負担は、どれくらいを見込んでいらっしゃいますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

おおよそ4,000万円と推計しております。

○9番（美馬恭子君） 今も言いましたように、医療費の助成、高校生まで伸びたこと、18歳等々まで伸びたことに対しては大変よかったなというふうに考えております。中学生から高校生までの期間は、子どもが成長していく過程の中でも最も重要な期間と言われております。高校生になると、小児科に行くのをためらう、しかし一般内科ではまだまだ成長過程にある高校生、検査データなどを成人として見ていくには難しいということも言われています。

しかし、成人病の芽はこの発展途上の段階で見えてくることも大変多いようです。学校検診で要注意とされ、夏季期間中に検査を必要とする児童生徒も少なくはありません。発達段階での過激な運動が、腎疾患や骨の成長を妨げるということもあります。大人になってから慢性疾患になる前に治療、栄養、リハビリなどの機会が持てれば、今後の医療費の抑制にもつながると思いますので、今回の助成に関してはしっかりと見ていきたいと思えますし、その世代の子どもさんをお持ちの親御さんたちもきっと安心されているのではないかと考えております。

引き続きまして、今度は奨学金ですね、給付型奨学金のことについてお尋ねしたいと思います。

先ほども言いましたけれども、子どもを育てていく上では、支出、本当に子どもの年齢が上がるにつれて大変大きくなっていきます。給付型奨学金に関しては、今、高校生に関して認定基準、どのようになっているのでしょうか。また、人数は何名ぐらいが受けているのか教えてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

別府市の奨学金制度は、高校進学者に対しては、贈与として支給しております。本年度は、高等学校及び高等専門学校に在籍する奨学生194名に、年間1,511万円を支給する予定となっております。

大学進学者には、貸与として支給をしています。大学に在籍する奨学生14名に、年間

672万円を支給する予定です。

- 9番(美馬恭子君) 高校生に対しては贈与ですが、大学生には卒業後返還するようになっています。昨年度の返還状況等をお伺いしたいと思います。

- 学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

大学奨学金の返還対象者は、現在、県内大学卒業生5名、県外7名の計12名です。令和4年度、この12名から220万8,000円の納付がありました。12名とも大学4年制を卒業したため、1人当たり月々の返還は標準1万6,000円となります。12名のうち1名は大学卒業後、市内に居住しているため、返還は、半額免除の月々8,000円となっております。

- 9番(美馬恭子君) 大学奨学金の全部または一部の返還免除の規定は、市内の居住の事実があること以外に、市内の保育所等で保育士として勤務の実態がある、免除の対象者を市内のほかの職種にも広げるといことは考えられているのでしょうか。

- 学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

平成30年度に返還の免除規定を設けて5年が経過しております。その中で、令和元年度から令和4年度までに、6名の方が大学奨学生の保育士枠で進学をしております。この免除規定を市内のほかの職種に広げることについては、関係課との協議をはじめ、国、ほかの自治体の施策等にも学びながら研究してまいりたいと考えております。

- 9番(美馬恭子君) 奨学金は1か所だけから借りるのではなく、複数の箇所から借り入れている人も多いと聞きます。大学生の場合、大分県内で通える大学の数も学部も限られています。他県に出る方も多くいます。私の知り合いの子どもは、首都圏の大学に出ました。通学するために東京都内でアパートを借りるには費用がかかるとして、1時間程度の時間をかけて通学できる近隣の町に借りたと聞いています。奨学金は2か所で借りて3万5,000円、月の仕送りは家賃代を含めて9万円、親も子もぎりぎりの生活だと言っていました。コロナ禍の厳しい時代を乗り越えて、この春卒業しました。しかし、待っているのは翌年度からの奨学金の返済です。

別府市では保育士になれば免除ということのようですが、これは本当大変大きな利点であると思います。そのほかにも、青年が帰ってきたいと思えるような返済免除の枠組み、ぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

先ほども申しましたように、この職種に広げることにつきましては、現在、今のところ1名の方が市内に居住しているということで免除しております。それ以外の方につきましては、保育士等の枠での免除はまだない状況でございます。

今後こういったことが、保育士の方が出られましてこの免除の対象者になるおそれもございます。これにつきましては慎重な検討をまいりたいと考えております。

- 9番(美馬恭子君) ぜひ、他県に出た、別府市で育った若者たちが帰ってこれるような奨学金制度を今後考えていただきたい。そうすることによって、別府に帰ってきて住めば半額が免除になる、また、こういう仕事に何年か就けば返さなくてもいい、こういうふうなことがモチベーションになるのではないかというふうにも考えています。ぜひこれからの枠組み、ぜひ考えていただきたいと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

- 副議長(日名子敦子君) 休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

- 議長(加藤信康君) 再開いたします。

- 9番(美馬恭子君) 午前中に引き続き、よろしく申し上げます。

それでは、子育て面に関してということで、保育料のお話を聞きたいと思います。

今、3歳以上の園児の保育料は無料になっていますけれども、3歳未満の園児の保育料はどのようになっているのか説明してください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

認可保育所に通う3歳未満の園児のうち、第2子以降の園児については、大分県の補助事業により保育料及び給食費が無料となっております。また、別府市と大分県の補助事業により、認可外保育施設に通う3歳未満の園児のうち、第2子以降の園児については保育料、給食費に対し、月額3万5,000円を上限とした補助制度がございます。

○9番（美馬恭子君） 現在、3歳未満の第1子についてのみ保育料を負担しているという状況だということのようです。実際に、この保育料相当額は幾らになるのでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

令和4年度の実績から推計しますと、約1億6,000万円となります。

○9番（美馬恭子君） 第2子以降は大分県のにこにこ保育支援事業なので、助成をされていますと。今、保育料を払っているのが第1子、3歳未満児であると。今、18市町村のうち、県下18市町村のうち8市町村になりますが、保育料が無料となっております。また、宇佐市においては令和5年の10月から令和6年3月まで無償化を実施するというふうになったようです。

国の少子化対策として、3歳から5歳までの子どもたちは全て保育料は無料、非課税世帯ではゼロ歳から2歳まで無料、課税世帯についても第2子以降の保育料も、国や自治体の努力で無料。第3子以降も無料。段階的に無料化は進んできています。しかし現在、課税世帯においては、第1子のみ3歳児未満の保育料がかかるということです。

子どもの数が少なくなる中、第1子ができるということは、生活が大きく変わるということです。物価高騰の経済状況、最低賃金は1,000円以上と言っていますが大分県内ではまだまだ899円、企業努力も所得増にはなかなかつながらないのが現状です。しかし、働き続けることが当たり前の現代において、ゼロ歳児から保育所に通わせるのもごく普通の状況です。第2子、第3子を産み、育ててもらうために軽減の政策をとっているのではなく、第1子を育てる環境をつくるための政策、これが今必要なのではないのでしょうか。

日田市や竹田市は、今年の春から保育料が全面無料になりました。すぐに少子化が解決するというものではありません。しかし、子育て環境の整備、改善には大きな一歩だと言えらると思います。子育て世代に選んでもらえる、そんなまちづくりが今必要なのではないのでしょうか。ぜひ第1子、3歳未満児の保育料無償化についても考えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

さて、それでは子ども見守りシステム、これについてお伺いしたいと思います。

今回、子ども未来創造に要する経費、これは子ども見守りシステム構築の経費というふうにされています。システムを活用することでどのように変わっていくのか、教えてください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

子ども見守りシステムは、令和6年度からの本格稼働を予定しております。現状についてちょっと御説明させていただきます。

児童福祉コアシステムとして、要支援児童等を対象とするシステムが既に稼働しております。令和5年度につきましては、令和6年度の本格稼働に向け、18歳未満の全ての児童を対象とした子どもに関するデータの一元化に取り組んでいるところでございます。本格稼働後につきましては、子どもに関するデータを一元化し、分析、検証することで傾向や課題を抽出し、予防的関わりとして、対象となる階層へのアプローチ及び子どもの変化等をいち早く把握することにより、ピンポイント的に予防策の検討等を行うことで、子どもが困難な状況に陥らないよう、予防、早期発見できるようになることを目指しております。

す。

- 9番（美馬恭子君） 見守りシステムによって、各課横断的に見えてくる子どもの状況を一元化して分析していき、これに関してケースカンファレンスなども実施されていくと、そのようなことだというふうに理解しております。

子ども見守りシステムの活用によって、予防的な対応が可能になるということですが、現在の児童虐待や相談の現状はどのような状況になっていますか。その相談支援に関わる相談員は何名いるのでしょうか。また、現在の支援対象者は何名で、相談員は1人で何名ぐらいを見ていくのでしょうか。

- こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

相談件数につきましては、令和2年度561件、令和3年度532件、令和4年度520件となっており、18歳未満人口の約3.5%程度で推移しております。この相談件数のうち、児童虐待相談につきましては、令和2年度309件、令和3年度303件、令和4年度282件となっております。

令和4年度における児童虐待相談件数の内訳は、心理的虐待が119件で最も多く、42.2%を占め、次いで身体的虐待が90件で31.9%、ネグレクトが72件で25.5%、性的虐待が1件で0.3%となっております。

また、支援対象者となります要保護児童対策地域協議会で取り扱う児童数の月平均は、令和4年度で約245件となっております。この相談支援に携わる相談員は有資格者で、正規職員が2名、ヤングケアラーコーディネーターを含む会計年度任用職員4名の計6名で対応しております。そのほか、要支援児童等見守り強化事業や子ども家庭総合支援拠点事業により、光の園の相談員も相談対応を行っております。

ヤングケアラーコーディネーターを除く相談員1人当たりの担当児童数につきましては、要保護児童対策地域協議会で取り扱った令和4年度の月平均児童数を基に算出しますと、月平均児童数は245件ですので、相談員1名当たり49名を担当している計算になります。

- 9番（美馬恭子君） 1名当たりの担当者数が49名ということのようです。これが適当な数であるのか、または多い数であるのかは内容によっても異なるのだと思います。しかし、要保護児童とは児童福祉法に基づいた保護的支援を要する児童というふうにされています。また、支援が受けられるのは原則17歳まで、これを考えますと児童福祉法内にいる子どもたちを見ていく必要がありますが、比較的長期に関わり、また連携していくことが必要なのではないかと考えています。

そんな中で、本当にこの人数で大丈夫なのかというのが大変心配だと考えますし、相談員が1人で抱え込んでいるのではないかと考えますが、その点はのでしょうか。

- こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

子ども家庭支援については、アウトリーチ支援が大切であり、相談員が多いほうがより細やかな対応が可能になります。今年度はヤングケアラーコーディネーターが新たに1名配置され、相談支援体制の強化が図られております。

また、複雑・多様化する相談対応のため、各種研修に参加するなど、相談員の資質向上に努めているところでございます。

子ども家庭支援や虐待対応については、組織として対応することが大切です。こども家庭課では、随時課内で会議を開催しており、各担当が抱える事例の情報共有を図り、意見を交わし、支援方針や対応方法を決定していくことで、それぞれの資質向上を図るとともに、相談員1人で抱え込むことがないよう取り組んでおります。

- 9番（美馬恭子君） 今回構築されています子ども見守りシステム、その稼働について、そして今後の支援について、どのようになっていくのかというところがまだはっきり見え

てはませんが、子どもを大事に育てていくためには、今まで以上に連携の広がりが必要だと思っています。この点ではどうお考えでしょうか。

○こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

今後、システムの活用、データの分析により、支援が必要となる前の階層への予防的アプローチ及び支援が必要な児童の早期発見、早期対応ができるようになって考えております。発見された要支援児童等につきましては、要保護児童対策地域協議会を活用し、迅速に関係機関や団体等との情報や支援方針を共有し、役割分担を行いながら支援を行っていきたくて考えております。

また、地域資源の開拓を行い、さらなる支援の充実強化を図ってまいります。

○9番（美馬恭子君） システムの構築で早期の対応、迅速な関わりができて、要保護児童の芽が大きくなる前にということも可能であるというふうにお聞きしました。そのためにも、密な関わりが必要なのではないでしょうか。

要保護児童対策地域協議会との連携強化システムによって、今まで以上に増えてくるものが広くなれば、ケースカンファレンス等の範囲も広がってくるはずだと考えます。システムの構築は十分必要なことでしょう。そして大きな役割も果たすでしょう。しかし、それを有効活用していくための人員の確保、専門的な学習など、実際に運用していくためにはまだまだハードルがあるのではないかと考えます。ぜひ一つずつハードルを飛び越えていって、別府の子どもたち、要保護児童の支援に当たっていただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

それでは引き続きまして、医療介護についての分野で質問させていただきます。

議長、その前に、1番と2番の項を1つにして質問させていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（加藤信康君） はい、どうぞ。

○9番（美馬恭子君） 今回、新型コロナウイルス感染症に対しての検証事業、どのようになっているのか、それが大変心配になっています。今回、コロナ5類移行後の感染者数が定点把握ではありますが、1月時点同様に増加したと言われておりますし、また、第9波の到来かとも言われています。各病院の対応はどのようなのでしょうか。県が一括把握ということで、市にはなかなか詳しい状況が入ってきていないようです。東部医療圏域内のコロナ感染者数は、依然として高いように見受けられます。

医療提供体制に関しても、強化方針が示されています。感染症に対する医療機関の抜本的拡充、機能を踏まえた病床確保、協定締結が必要だと県単位で進められています。市としての把握状況はどうでしょうか。

先ほども森議員からもありましたが、二次医療圏の中心となる別府市として、県任せではなく、把握しておくことは大切だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

新興感染症発生、蔓延時における医療体制の確保として、大分県と医療機関が病床や発熱外来など、その機能、役割に応じた協定が締結できるように、現在大分県より病院や診療所に意向等を確認するための調査を行っている状況でございます。

○9番（美馬恭子君） 新型コロナウイルス感染症に対しては、各都道府県において今検証作業をしているということのようですが、第8波までの感染状況から検査体制はどうであったか、医療提供体制はどうであったか、また飲食店等の対策はどうであったか、高齢者施設等への対策は、ワクチン接種の状況は、そして後遺症などの把握はどうであったか、こういう点についても検証が進んでいくものと思われまます。

しかし、今、県からの情報を待っているような状況の中、別府市としても独自に検証をしていかれることを勧めたいですし、それによって別府の市民、これから安心して医療に

かかることができるのではないかというふうにも考えています。5類移行後、必要な医療提供体制はどうなっているのか。医療機関での外来診療、入院受入れ体制、高齢者等施設での感染対策、医療機関との連携や療養体制は、そして今後のワクチン接種に関して、別府市民としても知りたいことがたくさんありますし、これを早期に知らせていただくことが安心につながるような気がいたします。県が一方的に実施をする、また国もそのように県、都道府県単位でと言っていますが、別府市は東部医療圏域の中でも本当に重要な点を占めております。ぜひ、医師会とも協力して少しずつ聞き取りをされていってはどうかというふうにも感じておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

引き続きまして、医師の働き方改革を進める中でということで質問をさせていただきます。

今後の医療ニーズの変化や医療の高度化、そして少子化の中で、医師不足を解消していくためにということで、働き方改革を推進しています。時間外労働の上限規制をしていくというようなこととなります。地域医療での医師確保は、今にも増して困難になるのではないかというふうに思われます。今後、医師の確保に向けて、対策などはどのようにお考えになっていますか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

医師及びスタッフの確保は全国的な課題ともなっております。また、東部医療圏域に係る問題でもございますので、関係者と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（美馬恭子君） 医師をはじめ、医療スタッフの確保は本当に必要です。別府市としても地域の医療を担う面から、このところはしっかりと考えていくことが必要だというふうに考えています。

東部医療圏域は今のところ、医師数は少なくはありませんというよりも、少し多めかもしれません。しかし、比較的大規模な基幹病院もあり、二次医療もされています。地域内のかかりつけ医的存在は、しかし減少傾向にあります。先ほども森議員が言われていましたが、特に産科、小児科、そして整形外科などは少なくなってきました。

また、いわゆるまちのお医者さん、これもかなり減ってきています。住み慣れた場所で最期まで生活をと申しますが、なかなか難しくなっているのではないのでしょうか。大きな病院にかかるためには紹介状を、中堅の病院で入院するためにはベッドの確保を、そして、まちのお医者さんには後継者の確保が大変重要になってきています。別府市には公立病院もありますが、頼りにすべき大規模な公的病院、しかしここへの権限は別府市にはありません。医師の確保も、存続、また廃止も病院任せです。少なくとも地元の医師会と連携して、地元で働ける医師をしっかりと確保すること、これが今後の地域医療を担っていく上でも、また別府市民の命を担っていく上でも大切になってくると考えています。ぜひ、この点を踏まえて、医師の確保、医療スタッフの確保、今後も努めていただきたいと思いますというふうに考えます。よろしく願いします。

さて、引き続き介護人材の確保です。これについても、ずっとお尋ねしてきています。

コロナ以前も以後も、介護人材の不足は続いています。後期高齢者も増えていく中、介護を必要とする人数も増えてきています。今、100名以上の確保が必要とされていますが、別府市としての対応はどのようになっていますか。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

介護職は他産業に比べて、仕事の内容の割に賃金が低いなどの声があり、労働条件の改善が必要であると思われれます。介護に従事する方たちにとって、自分の将来の見込みが立つような資金体系や、結婚・出産等で離職してもすぐに職場復帰できるような仕組みの構築など、国の責任においてそれらの環境整備を進めるように引き続き声を上げていきたいと考えております。

また、別府市としましても現在、離職防止としての介護職員現任者研修や、中学生に対して介護の魅力を知ってもらう訪問事業をはじめ、介護人材確保支援金を昨年度から始めたところでございます。これは月額1万円を5年間継続して支援していくという、県内でも例のない取組を始めております。

今後も国、県の動きを注視しながら、これからも市としてできることを、関係所管課とともに研究していきたいと考えております。

- 9番（美馬恭子君） なかなか介護人材の確保、充足するには難しいと思います。介護人材は、今働く世代、15歳から60代の人口のほぼ40%の人たちが、介護人材として働かなければ充足しないということまで言われています。しかし、こういうことは全国的にも無理です。

そんな中で、一定程度の人材の確保は必ず必要です。介護ロボットを使用するとか、いろいろな手だてを国は考えていますが、それでも訪問介護はやはり必要です。食事、排せつ、入浴、見守り、買い物、精神的なフォローなど、ロボットでは成し得ない人としての温かみのある介護が必要になってきます。時間数も少なくなっておりますし、それに関わるヘルパーの方々も一生懸命頑張っておられることとは思いますが、それでも、何とかもう少し人数を増やしていただきたい。別府市としては、人材確保のために、他都市では見られない援助も進めていると聞いていますが、これも始めたばかりでなかなか前には進んでいません。それも大変大切なことだと思いますが、ぜひ、介護に資する人たちが本当によかったと思えるような策を取っていただきたい。介護職場をなくすということはありません。訪問介護、在宅での生活を続けていきたいという方々は今からも増えていくと思います。そんな中で、自助、共助、最後に公助となっておりますが、共助の面でももう少し考える余地があるのではないかとこのふうにも考えています。どうか、市民の声を聞いて、少しでも改善していくために、もう一つの努力をよろしくお願ひしたいというふうを考えております。よろしくお願ひします。

さて、それでは最後の項に入ります。

その前に、質問の順番の変更をお願いいたします。最初に、1番に来ておりますひとまもり・まちまもり、中規模多機能自治での取組、これを2番目に変更させていただきます。そして、2番目の高齢者の移動手段を確保するための医療機関の連携、これは1番のほうに入れさせていただいて、1番を扇山地域の高齢者の移動手段の確保について、そして3番を、今後の市道、私道の整備をどのようにやっていくかということ、こういうふう順番を変えたいと思います。

また、資料を配付したいと思いますので、よろしいでしょうか。

- 議長（加藤信康君） 許可いたします。
- 9番（美馬恭子君） すみません、地域交通については、私も随分いろいろと悩み考え、当初の質問から随分中身も質問傾向も変わってきたようには思っています。しかし、先日、扇山地域でアンケートを取って、コミュニティバスの試乗会も行っておりますが、その結果、内容についてお知らせください。
- 政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

扇山地区は、既存のバス停が離れた公共交通不便地域に該当し、狭隘な道路環境に加え、急傾斜な坂道が多い地域でございます。新たなモビリティの活用により、自動車等を利用できない障がい者や高齢者、そして妊婦さんや子連れの方々が日常生活を営む地域生活圏内の最寄りのバス停や病院、スーパー、金融機関などへのラストワンマイルの地域ニーズに対応する安全で安心な移動手段の確保や、ライフスタイルの変化により、地域コミュニティに関わる機会や時間が減少したことで、地域のつながりの希薄化につながるなど、複雑化した地域課題の解決の仕組みづくりとして、本年1月に実施した70歳以上

約 1,500 人を対象としたアンケート調査に基づいて、扇山自治会主体の福祉バスの実現に向け、昨年度より扇山自治会及び所轄警察署並びに公共交通機関等と協議を重ねてまいりました。

本年 8 月下旬に行われた地域の夏祭りにおいて、タクシー事業者様の御協力をいただきながら、地域コミュニティーの新たなモードとして、グリーンスローモビリティによる活用に向けた試乗会を実施いたしました。試乗会に来られた方々の御意見として、乗り心地がいい、今後も運行してほしい、みんなで話し合いながら買い物に行けるので楽しみ、このような乗り物があったら、小さな子連れの方々や、が移動することで、非常に楽になって住みやすいまちになる、お年寄りには、このようにゆっくり移動できる乗り物が合っていると思うなど、想定以上に御好評いただいていたと感じております。

○9 番（美馬恭子君）では、今出ましたグリーンスローモビリティについて少し教えてください。

○政策企画課参事（佐藤浩司君）お答えいたします。

グリーンスローモビリティとは、国土交通省により、環境、経済、社会の統合的向上の考えに基づき、高齢者が住む地域での地域内交通の確保や観光資源となるような新たな観光モビリティの展開など、地域が抱える様々な交通の課題の解決と、地域での低炭素化モビリティの普及を同時に進められる新たなモビリティとして推進されているもので、時速 20 キロ未満で公道を走る電動車で、従来の公共交通ネットワークを補完する低速の小さな移動サービスとして活用するものと定義づけられております。

○9 番（美馬恭子君）先日の扇山ふるさとまつりでも走っておりました。幾人かの方々に感想を聞きますと、なかなか乗り心地がよかったというような話も聞きました。

別府市内には多くの医療施設があります。施設によっては自家用での送迎を実施されているところもあります。また、医療施設内へのバスの乗入れが行われているところもあります。しかし、多くはバス停から離れていたり、時間的に本数がなかったりもします。ここを解消するために、各施設との連携をすることを考えていく、こんな方法もあるのではないかというふうに考えています。

扇山は本当に坂のまちです。地域内にはコンビニも大型スーパーもありません。下に下がれば、上に上がっていかないといけない。こんな状況の中で、アンケートにもありますように、免許を返納されている方が本当にたくさんいらっしゃいます。どうか、いろんな形で実証実験されて、扇山の中で年寄りも若い人たちも交通に心配せず動けるような、そんなものができるように今後も取り組んでいただきたいと、そのように考えています。

さて、その中で、ひとまもり・まちまもり、中規模多機能自治での取組についてお伺いしたいと思います。

扇山地域の交通に関しては、今、アンケート調査の内容などを聞かせていただきました。今後も地域と行政が情報共有を行って、地域特有の課題に様々な手法によって、解決に向け取り組まなければならないというふうに考えています。

別府市では中規模多機能自治、随分前に進んでいると考えています。今後地域の課題に向けて、地域と行政が協働していくものとも思っていますが、今までの自治会組織と違い、範囲も大きくなります。この中で意見を聞き、まとめていくことは大変難しいのではないかと思います。どういう点に重きを置かれて進めていかれるのでしょうか。

○自治連携課長（溝部進一君）お答えいたします。

自治会や小学校区の活動を維持しながら、中規模多機能自治では、市内 7 つのひとまもり・まちまもり協議会において、多様な主体が課題解決に向けて、垣根を越えて連携して協議を行っています。組織が大きくなることにより、人と人とのつながりも幅ができ、様々な年代の方や専門知識を持った方の参画による取組ができると考えています。今まで自治

会などでは対応できなかったことについても、幅広い人材を生かした地域主導の課題解決の取組が行われることを期待しております。

○9番（美馬恭子君） 今回の扇山地区の例は、一つとも考えます。ひとまもり・まちまもりの取組の中で、地域交通に関しての課題も上がってきているのではないのでしょうか。地域内でも課題は異なると思いますが、その地域をまたいで中機能多機能自治として、意見を交換し合えたりする場所はあるのでしょうか。

○自治連携課長（溝部進一君） お答えいたします。

意見を交換できる場ということでございますが、ひとまもり・まちまもり協議会との意見交換の場で、全協議会が参加して毎年連携会議を開催しております。また、年度当初の事業説明会の際にも、各協議会が実施した取組や課題について報告があり、情報を共有しています。

そのほかにも、他の協議会の会長が定期的に集まり、ざっくばらんに意見交換を行う会長会議も行っております。

○9番（美馬恭子君） ひとまもり・まちまもり協議会というのは、行政と市民との窓口として機能されていく、そんな場であるのだろうかと考えています。一つの自治区の問題を、今全市の問題として双方向で考えていくことは大変重要です。今後の課題があれば教えてください。

○自治連携課長（溝部進一君） お答えいたします。

今後は、協議会の現在の取組にとどまらず、地域情報を共有し、市はひとまもり・まちまもり協議会をパートナーとして、課題解決に向け、引き続き取り組んでいかなければならないと考えています。そのため、人材の発掘・育成が重要であると考えております。それぞれの地域の課題を敏感に察知し、市とともに課題解決に向けたコーディネートができる人材を各協議会に継続的に配置できる仕組みづくりが今後の課題と考えております。様々な関係者が関わり、地域の活性化やまちの将来像を共有し、自らのまちを自らよくするという意識醸成を図っていくことが重要であると考えております。

○9番（美馬恭子君） 今回のように、ひとまもり・まちまもり協議会の中に入っただき、そして各町内会、自治会でいろんな話ができ、それがまた全市に広がっていく、こういう形が市民と行政と一緒に前に進んでいくものだというふうに理解しております。ぜひ、これを今後もきめ細やかに進めていっていただきたいというふうに考えています。

さて、最後になりますが、今、市道、私道の整備はどのようになっていますか。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

市道の整備・管理についてですけれども、陥没や舗装の破損など緊急を要するものについては即時に対応しております。また、経年劣化に伴います舗装の改修につきましては、以前行いました機械を導入した路面性状調査の結果や、各路線の老朽具合、市民の方からの要望等を総合的に勘案し、優先順位をつけながら工事を行っているところでございます。

○9番（美馬恭子君） 今回、扇山地区にバスが走るということを聞いたときに、いわゆる扇山地区にも私道がたくさんあります。市内にも数多くあると思います。基本的に道路の持ち主が管理をしていかななくてはならないと認識はしていますが、年月がたち、相続など所有者も変わってきた中で、自分たちはこの道をどうすればいいのだろうか分からない人たちも多くなっているような気がします。認識がないというふうになりますね。これから先、私道の管理には様々な問題も出てくると思いますが、市道とともに私道も整備していかなければ、この足の確保、なかなか難しいのではと考えていますが、今後はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

市内にあります私道の多くは、過去において家を建てるために、建築基準法の手続によ

り道路の指定を受け、市に寄附等がなされずに、市管理ではない道路として供用されている状況でございます。その私道について、舗装の破損など補修改修についての要望をいただく場合がございますが、市の管理ではないため対応ができないといったことが現状でございます。

その私道ができるから相当の年数がたち、経年劣化も進み、また相続などで所有者が変わっていたり管理していくことが難しくなっているということを感じております。市道として寄附を受け、市の管理とする場合もありますが、既存の私道の場合、道路の幅のほか、舗装、排水施設などの構造、その状態、権利関係や埋設物関係など問題が多くありまして、ほとんどが寄附を受けられない、受けられる状況になく難しい問題であると認識しております。新たに指定を受けようとする道路につきましては、市への寄附について協議を行っております。

また、過去の私道につきましては、一律に全ての対応はできませんが、寄附や管理方法等について個別に御相談をいただければと思っております。

○9番（美馬恭子君） 私道に関しては、今後移動の確保をしていくためには避けられないものだと考えます。私道のことに関して、個々に話を進めていただけるということのようですので、積極的に話を進めていただければというふうに考えております。ありがとうございました。

○19番（松川章三君） 今日最後で、皆さんがちょっと早めに終わっていただいたので、私もちょっと早めに終わろうかなと思っておりますが、分かりません。皆さんとのお話の次第でございます。

それでは、独り暮らし世帯について幾つか質問したいと思います。

まず、先日18日は、皆さん御存じの敬老の日でございました。市内で多くの自治会で敬老祝賀の行事が行われておりました。市内では、敬老と言われる70歳以上の方が3万2,557人いらっしゃるわけですね。そのうちの115人が100歳以上ということでございます。長い間、別府市発展のために本当に御尽力させていただいた方たちでございます。ここで本当に感謝を申し上げたいと思います。

その高齢者の皆様方の生活のスタイルはいろいろございまして、夫婦2人で生活されている方もいらっしゃれば、家族に囲まれて生活している方もいらっしゃいます。また、高齢者施設等で生活している方もいれば、独りで暮らしている方もいらっしゃいます。

そこでお尋ねをいたしますが、別府市における独り暮らし高齢者の世帯数、ここで言う高齢者は敬老ではなくて65歳以上の方ですが、どのくらいあるのかお伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

別府市の独り暮らし高齢者の数につきましては、毎年度、民生委員の方々に65歳以上の方の名簿をお渡ししまして調査をお願いしており、令和4年度は6,382人でした。

○19番（松川章三君） 6,382人ということは、全高齢者のうちの約20%、ということは5人に1人が独り暮らしということになります。

それでは、その独り暮らしの高齢者世帯の中で、身寄りのいない独り暮らし世帯は何世帯ぐらいございますか、お伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

民生委員の方が訪問した際、緊急連絡先等の聞き取りをする中で、身寄りがあるかどうかの状況を把握している場合もございますが、数についての把握はしておりません。

○19番（松川章三君） 数の把握はできてないということでございます。もし、独り暮らしの方が病気になったり、または独り暮らしをすることが困難になったときに、そのときにはどうするのですか。そのようなときに、市はどのようなサポートをしているのか、お伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

毎年度、民生委員の方へお願いしています、65歳以上の方の訪問調査により状況把握に努めており、見守りが必要な方へは、民生委員が定期的に様子伺いの訪問をしている世帯もあります。

また、日常生活において生活支援や介護を要する状況の場合は、地域包括支援センター等に連絡を取り、介護保険や福祉サービス利用等につないでおります。

○19番（松川章三君） 毎年度、民生委員の方へ65歳以上の方の名簿を渡しているとして状況把握に努めてもらっているということですね。その中で、民生委員の方が、身寄りがあるかどうかの状況も把握をしている場合もあるということですが、民生委員の方はいろんな仕事があると思いますが、せつかく、身寄りがあるかどうかの状況について調査してくれていますので、ぜひともその調査を徹底していただいて、集計して、身寄りがあるかどうか、独り暮らし世帯を把握する必要があると私は思いますので、ぜひともそうしていただきたいと思っております。

それでは、その独り暮らしの人が認知症などで判断力が低下していて、身寄りのない方が入退院をする際には、どのような手続を取るんですか、その手続は誰がするのですか、よろしくお願いたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

身寄りがなく、認知症などにより判断能力が低下している高齢者が入院される場合、その方の入院手続は、担当のケアマネジャーか、民生委員、または地域包括支援センターの職員など、その方の状態をよく知っている方に同行していただいているのが現状です。

また、退院に向けての相談支援は、医療機関の地域連携室等で受け付け、在宅支援を行う地域包括支援センターやケアマネジャー等と連携を取ってくださっています。

○19番（松川章三君） 入院の手続は、ケアマネジャーさんや民生委員、または地域包括支援センターの職員などが同行しているということでございます。退院については、医療機関の地域連携室や在宅支援ケアマネジャー、また包括支援センター等が行ってくれるということでございます。

体の状況や、家屋の問題などによって、退院後自宅に帰ることができない場合があると思うんですね。そのような場合には、有料老人ホーム等を探してそこに入らなければいけないというような場合があると思います。そのときに壁になるのが、身寄りがいないために、身元保証を引き受けてくれる人がいないということでございます。そのため、全くそのような場合は話が進まなくなってくるということをよく聞きます。そのような場合にはどのような方法があるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

身寄りがなく、判断能力がない高齢者の場合、市や地域包括支援センター、ケアマネジャー等の相談支援機関の関係者で問題を整理し、支援方法や役割分担を決めます。成年後見制度へとつなぎ、専門職の方に支援に当たっていただく場合もございます。また、住宅確保要配慮者の場合には、居住支援法人につなぎ、住宅探しのサポートをお願いすることもございます。

身寄りがいない方への支援は、市だけでは解決するのは難しいため、関係機関と協議しながら解決に向けて取り組んでおります。

○19番（松川章三君） 関係機関と協議をしながら解決に向けて取り組んでいるということですが、では身寄りがなくて判断能力が低下している独り暮らしの方のために、市としてはどのような支援ができるのか、また、そのような人の場合の入退院時のサポートとして、市としてどのような対応をしているのか、お伺いをいたします。その2点についてお願いいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

身寄りがなく、判断能力がない方で、本人の福祉を図るため特に必要があると認める場合、市町村長が法定後見開始の審判申立てを行うことが可能となっております。後見人が選任されますと、身上監護や財産管理が行われます。

また、入退院時のサポートについてですが、病院のソーシャルワーカー等より相談があった際は、介護を要する方等の相談については介護保険申請へつなぎ、また、生活困窮に関する相談については、社協による貸付事業や生活保護制度について御紹介するなど、相談の内容に応じて適切な科や関係機関につなぐ等調整を行っております。

○19番（松川章三君） いろいろと分かりました。いろいろと質問させていただいたんですけどね、今までの質問に対する答弁は、制度上のことを聞かされているだけの様な感じがいたしまして、具体的な対応策がよく見えてこないような気がいたしております。これで本当に緊急の場合、十分に対応できるのか、私はちょっと疑問に思ったところでございます。

今から私が述べることは、実際に病院の先生からお聞きしたことでございまして、そのことを直接お話しするので、いろいろ感じる人もあるかと思いますが、これはよく聞いていただきたいと思います。

実際ある問題なんです、ある病院であったこととお話ししますね。これは、その病院の先生から聞いたことではございますが、もしかしたらレアなケースを言われてもと思う人もいるかもしれませんが、これは人の命に関わること、そして、その人のその後の人生に関わることでございますので、よく聞いていただきたいと、そのように思います。

この患者さんは持ち家がありまして、年金受給をしながら独りで暮らしておりました。ですが身寄りもなく、その上、認知症を発症しておったのです。高齢者福祉課の担当者の方なのか、ケアマネジャーさんなのか、また訪問ヘルパーさんなのかは確認できておりませんが、先生が言うには、高齢者福祉課の担当者の方が訪ねていったときに、命の危険があると判断して、救急車で病院に搬送していただいたということでございます。そのときの担当者の本当に適切な判断で、命は助かって、3か月の入院で病気は完治して、退院の運びになったということでございます。

このときの対応については私はすばらしいことだったと、そのように思っております。職員さんであったならば、本当にすばらしいことだったなと思っております。ですが、病院といたしましては、その患者さんの受入れは、患者さんですから入院を拒否することはできませんので、受けました。ところが先ほど言いましたように、この患者さんは認知症で身寄りがありません。病気はよくなったのですが、悪いことに、身元引受人がいないために退院の手続きが取れないということでした。そしてこの方、支払う財力もあるのですが、認知症ですので、自分の意思がしっかり伝えることができなかつた。だから、入院費用の支払いがおのずとできないわけですね、意思を伝えられないから。困った病院は、市内の福祉施設に引受けを頼んだのですが、これが全く引き受けてくれるところがなかったと、そのようなことです。そのために、別府市に相談いたしました。ところが、生活保護を受けてくれれば引き受けますと言われたそうなんです、その生活保護も何かの事情があって受けられないということでした。困ってしまった病院は、実は大分市に拠点を持つ福祉施設に相談をしたところ、その福祉施設が引き取ってくれるということになったわけです。

これでやっと無事に解決したんですが、先生から別府市では福祉施設に入所できなかったことに、大分市と別府市とでは何か制度が違うんですかということをお聞きしまして、ちょっとそれはまたちょっと調べておきます、違うことはないと思いますとは言ったんですが、そのように尋ねられました。

今の例から見ますように、独り暮らしで身寄りのない方、認知症等で判断能力が低下し

ている方の入退院や保証人等については、これはね、支援が必要だと思うんですね。このような問題については、これからも多分出てくると思いますよ。市として、今後このような問題に対してはどのような対応をしようと考えているのか、お伺いをいたします。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

議員おっしゃられた案件につきましては、市のほうでも認識し、対応していったところですが、結果的に大分市の施設に入所するという形で、最後問題解決したところであります。

今年度、市民福祉部の高齢者福祉課におきましては、地域福祉推進係を新設しました。住民の複雑化・複合化したこういった支援のニーズ、それと対応する場合の法や制度のはざまにあるニーズに対応するよう取り組んでおります。身寄りのない方、高齢者の方の支援につきましては、やはり医療機関、介護福祉、地域の方、様々な関係者と関係機関と連携、協議し、決定していく必要があります。今後さらに関係機関、関係者と連携を深め、問題解決を早期に図ってまいりたいと思っております。

○19番（松川章三君） 日本は、皆さんも御存じのように、世界で最も高齢化の進んだ社会です。別府市においても、高齢者の方はこれから先に着実に増加してくると思います。その中で、先ほど独り暮らしの方が6,382人いらっしゃるということでした。その中からも身寄りのない独り暮らしで判断能力がなくなる方というのは増えてきますよ、本当に。このような方が、病気等で入退院することがますます増えてきますよ。先ほどの例の方は別府市民でしたが、大分の何か福祉施設が引き受けてくれましたので、本当に幸運だったと思います。

また今後、このようなことが起こらないとは限りません。今からそのときのために対策を取っておく必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてはいかがでございますか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

退院時の施設側の空き状況、その他受入れ施設の体制や当事者個々のそれぞれの状況によって困難な事例が考えられます。しかし、迅速に医療機関、介護、福祉の関係機関と協議を行い、早期に高齢者お一人一人が望む暮らしを可能とするため、より一層の連携強化に努めてまいります。

○19番（松川章三君） 関係者の皆さんね、そして市の方々、個々の様々な対応に大変尽力されていると思います。がしかし、今後一層そのような場合を解決するために、関係機関と連携をしまして、そして高齢者に寄り添った支援、特に身寄りのない方々、もう本当に頼る人がいないわけでございますので、寄り添った支援をしていただいて、そして改善に向けた対応をやっていただきたいと、そのように私は要望しておきますので、どうかよろしく願いいたします。身寄りのない人のために、立ってみてください。

続きまして、次の質問に移ります。

次の質問は、別府市の農業について。私が農業についてはいつも取り上げていることですが、最近というかも以前からですけど、天気予報を見るたびに、今年の夏の気温は最高に高かったとかね、真夏日の日数が最高に多かったとか、ひでり続きのため稲、野菜、果物の生育が悪く、過去最低だったとか、水不足のため枯れてしまったとか、よく聞きます。反面で、同じ年です、長雨が続き、長雨というか豪雨ですね、豪雨があり、日照不足とか、その他河川の氾濫で田畑が水没して、作物が枯れてしまうとか、台風による強風で果物や野菜、稲などが被害を受けているとか、毎日のように聞きます。これは国内だけでなく全世界で、これも皆地球温暖化の影響であると言われております。それを考えると、農業というのはほとんどが露地物ですからね。一部工場で作ってる野菜もありますけど、露地物ですので、本当に何か自然の天候に左右されやすい、ばくちをしているよ

うな産業だと思えます。

本題に入りますけど、まず別府市の耕地面積、耕作放棄地の面積の比率について伺いをいたします。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

農林業センサス等の調査によりますと、令和3年現在、別府市の耕地面積は341ヘクタール、耕作放棄地の面積は138ヘクタールとなっており、その比率は、およそ耕地面積70%、耕作放棄地30%となっております。

○19番（松川章三君） これは農林業センサスの調査ですね。それによると耕作放棄地が30%ということで、30%耕作放棄地があるという、やっぱり高い数字ですよ。

それでは、所有者不明農地についてはどのくらいありますか、伺います。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

別府市農業委員会による農地利用状況調査によりますと、農地の所有者が死亡した際に登記をそのままにしているなど、所有者不明農地等は、令和5年8月末現在、約102ヘクタールでございます。

なお、所有者不明農地等のうち、約76ヘクタールは耕作等を行い、管理がされております。

○19番（松川章三君） 今の答弁は農業委員会の農地利用状況調査ですね。これによりますと、所有者不明農地は102ヘクタールということでございます。

農林水産課と農業委員会においては、もちろんこの調査はおのおの違った方法でやりますので、多少の数値の違いはあると思いますが、耕地面積等については正しいので、この数字をちょっと使わせていただきますが、耕地面積が341ヘクタールのうち102ヘクタール、約30%が所有者不明農地ということですね。そのうちの76ヘクタールは管理されているということですが、所有者不明農地の値がちょっと高いような気がします。もちろん、76ヘクタールが管理されているということは、これは所有者が分かっているから管理ができてるんだと思えます。

では、その所有者不明農地を活用するにはどのような方法が、また手続があるのか、必要なかをお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

令和5年4月1日に改正農地中間管理事業推進法が施行されました。本改正により、所有者不明農地であっても、全ての相続人を調べることなく、簡易な手続で農地を地域の担い手へ貸し出すことが可能になりました。

○19番（松川章三君） 今年の4月1日から法律が変わって簡素化されたということでございます。地域の意欲のある農業後継者、経営者が、事業拡大のために耕作放棄地を簡単に使えるようになるということは、農地を守る上で、また、日本の農業を守る上で非常にいいことだと思っております。そのことによって、日本の農業生産力を高める結果となるわけでございます。農林水産省は、2022年度にカロリーベースの食料自給率が前年と同じ38%だったと発表しております。

それでは、別府市における、今度は食料自給率ではなくて、食料自給力はどうのような状況だったのか、またその要因について伺いたいと思えます。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

農林水産省によりますと、食料自給力は、国内生産だけで供給できる熱量を示す食料自給力指標によって表すものでございます。食料自給力指標は、消費量の増減に左右される食料自給率とは異なり、輸入停止など不測時に国内でどれだけの食料を供給できるか、すなわち、潜在生産能力を表すものでございます。

別府市の農地において、別府市の農業者が市民1人に1日当たり供給できる熱量について

て、簡易な試算をしたところ、国が公表した 2022 年度の過去最低の指標よりもさらに低いことが分かりました。この要因は、農地面積の減少と農業労働力の減少の影響が大きいと考えられます。

- 19 番（松川章三君） 食料自給力について説明してくれましたが、もうちょっと追加して説明いたしますと、食料自給率と食料自給力の一番の違いは、食料自給率は、海外からの食料が輸入できることが前提になっております。前提というか、輸入できる、してもいいということですね。だから食料輸入が増えれば自給率はおのずと下がり、輸入が減ると自給率は上がります。よって、食料輸入量にこの食料自給率というのは左右されるわけですね。

しかし、食料自給力は、海外からの食料の輸入ができなくなった場合を想定しており、不測時に、国内でどれだけの食料が供給できるかということでございます。答弁では、別府市の農業者が 1 日当たり供給できる熱量についての数値は答えておりませんが、農林水産省の公表内容を見ますと、食料自給力は、現在の食生活に近い米、小麦中心の作付の場合と、供給熱量を確保した芋類中心の作付の場合の 2 種類であると書いております。日本人の体重維持に要する推定エネルギーは 2,168 キロカロリーでございます。ですが、食生活に近い米、小麦中心の 1 人当たりの供給熱量は、実は 1,720 キロカロリーしかないということです。ということは、日本で食料自給力を計算した場合、448 キロカロリーが足りないということになりますね。そうすると、日本は食料輸入ができなくなった途端に飢えてしまいます。

答弁にありましたが、この要因は、農地面積の減少と、農業労働力の減少の影響が大きいということです。いかに農地を守り、高齢化した農業生産者の若返りを図って、守り育てていくことが大切であるのかが、ここで分かります。もう日本というよりは、私今別府のこと言ってます。別府の農業生産も、本当に待ったなしです。どうか頑張ってくださいと思います。

続きまして、次に行きます。

公設卸売市場についてですが、公設卸売市場は、生鮮食料品の基幹インフラであり、生産者にとっても出荷先としての役割を果たしております。近年産地、小売、消費などの市場を取り巻く外部環境が大きく変化をしております。成果物の市場経由率や市場数など、卸売市場を取り巻く情勢についてお伺いをいたしたい。

- 産業政策課参事（本田明彦君） お答えします。

まず、市場の経由率についてですけれどもこれは昨年の 8 月に農林水産省のほうから公表された資料によりますと、公設・民設合わせた重量ベースでの推計になりますけど、20 年前の市場経由率 69.2% に対して、令和元年度は 53.6%、15.6 ポイントの低下となっております。

消費形態の変化で、弁当や総菜などの中食や外食の拡大傾向による加工品の需要に加えまして、産地との直接取引、ネット販売、直売などの市場外の流通の増加によって、市場経由率は令和元年度以降も総じて低下傾向で推移をしております。

市場数につきましては、これは公設地方卸売市場の数になりますけども、20 年前の平成 15 年に 89 市場あったものが、令和 4 年度では 68 市場となっております、20 年間で 21 市場減少いたしております。

- 19 番（松川章三君） 全国の公設卸売市場の数が、20 年前より 21 市場減少したということですね。でも、この卸売市場には民設の市場もあるわけです。この民設市場の場合はさらに厳しい状態が続いておりまして、1,200 市場近くあったものが今 900 市場ちょっとぐらいになってるらしいんですね。本当に閉場が続いております。さっきの数字についてはちょっとあやふやですので、そのぐらいで思ってください。本当に閉場が続いているとい

うこととございます。別府市公設地方卸売市場の青果の取引高や、買受人の推移を見ても、平常時に比べて、取引高と買受人でそれぞれ29%、そして27%まで落ち込んでいるということです。このままでは、地元の生産者の販路や地産地消の拠点がなくなってしまうんじゃないかと、そのように私は心配をしております。

別府市跡地等利活用方針の中で、公設市場についても利活用方針が示されていますが、卸売市場については、生産者の出荷先としての機能も有しておりますので、事業化に当たっては機能を損なわないように十分配慮していただきたいと、そのように思っておりますが、このことについてはどう思いますか。

○観光・産業部長（日置伸夫君） お答えいたします。

これまで卸売市場を中心とした生鮮食料品の流通が、農業の発展に果たしてきた役割がある一方で、国は農業競争力強化のため、農産物の流通合理化を進めております。流通圏域の人口減少や市場経由率の低下、生産者や買受人の高齢化、後継者不足など、卸売市場を取り巻く外部環境、内部環境が変化している中で、卸売市場の活性化を図るため、令和2年6月に改正卸売市場法が施行されました。施行後は5年を目途に検証し、必要な見直しを行うこととされておりますので、今後も国の卸売市場政策、食品流通政策の動向を注視してまいりたいと考えております。

○19番（松川章三君） 今のお話を聞きますと、一方では卸売市場のことではないかと。しかし一方では直接販売しようじゃないかと、何か相矛盾するような感じがいたしますが、これは国の政策で両方やっついこうということなんでしょう。公設市場の取引高が縮小するということは、全国どこでも一緒だと思いますが、そうなると地産地消の機運が小さくなってくるのではないかと、そのように私はとても心配しているわけとございます。

別府市における地産地消を促進するための取組や、その方向性についてお伺いをいたします。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

地産地消への取組といたしましては、域内経済循環を促進するため、食と観光や学校給食の地元産品の提供などの事業を推進しております。具体的には、食と観光において、農業者と宿泊飲食事業者を結びつける仕組みの構築や、新商品の開発支援を行うことで、農産物の高付加価値化を促進して、収益性の高い農業を推進していきます。

また、学校給食においては、旬の地元産野菜の提供をさらに増やすための体制整備も進めており、地域の農地の保全や担い手確保にもつながるように、収益が見込める販路拡大を進めていきます。

これらの取組により、市内での地産地消の促進が図られることで、持続可能な食料システムの構築、さらには新規就農者の確保にもつながると考えております。

○19番（松川章三君） いろいろと説明していただいているんですが、では具体的に、どのような農産物、新商品開発をして、どのような高付加価値をつけるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○観光・産業部長（日置伸夫君） お答えいたします。

農産物の新商品開発につきましては、現在宿泊飲食事業の方はどのような農産物を求めているのか、どのような商品に魅力を感じているのか、調査を行っております。一方、農業者に対しましても、宿泊飲食事業者が求めるもの、魅力を感じるものについて、生産供給が可能であるか、お話を伺っているところでございます。

また、農産物の高付加価値化につきましては、食と観光の取組の一つでございます農業者と宿泊飲食事業者の両方を結びつけるマッチングにおいて、関係機関の御協力をいただきながら、より収益が見込める農産物の可能性について調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○19番（松川章三君） 今、部長が答弁していただきましたが、具体的なものが見えないんですよね。制度、仕組みは分かりました。市長も、食×観光をやるんだということで、その仕組みと制度について分かっておりますが、何か具体的なものが私にはちょっとまだ響いてこないという感じがします。

調査研究をしていただいて、市内の方々、農業生産者、そして消費者、そしてまたホテル・旅館、その他そういうふうなもの、人たちとしていただくのは結構でございますが、そればかりしても前に進まないのではないかと思います。地産地消に取り組んでおり、農業生産の活性化に成功したような先進地があるのではないかと思います。あるのではないかとなくて、ありますね。そのようなところに視察に行ってください。そして、別府市は、いや、これやるんだという、そういう何かを出していただきたい。みんなが作っているものを作っても駄目です。特に別府市のように高齢化しまして、皆さんが年を取ってきますと、米や麦や、野菜でも根菜類みたいな重たいものを作っても、本当に重たいだけで持つこともできません。持つことができない。できる人もいますよ。今聞いてると、ごめんなさい、持つこともできませんじゃなくて、できる人もいますが、重たいものをつくってもやっぱり難しいということで、やはり特徴のある、別府市でしかないものを研究開発していただきたい。そしてそれをつくって、別府市に行けばあれがあるんだというものをぜひともつかんでいただきたいなど。

だから、先進地視察をしていただければ何かヒントでもつかめるんじゃないかと、そのように思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。これはもう、待ったなしの別府市の農業です。どうかよろしく願いします。その辺について、何かございますか。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

別府市の農業の農業者の高齢化や、担い手不足、持続可能な高収益化など、重大な課題に取り組むためにも視察研修は有効であると考えており、様々な視察研修を計画しております。市内の農業団体や各地域の代表者により構成される別府市農業振興推進協議会では、毎年視察研修を実施しており、今年度に関しましても、食と観光事業を進める上で参考になる研修先、また、別府市のような中山間地域で持続可能な高収益化を図っている研修先を探している段階です。

また、園芸組合連合会においても、農業者とともに毎年視察を実施しており、収益増加につながるような研修先を訪れています。

○19番（松川章三君） 私も、小さな農業やってるといふか端くれですけど、本当に別府市の農業に先行き不安を感じております。今回というか、前回から市長が号令かけて、食×観光ということやってるんで、本当にここで立ち直らないと、別府市農業は終わります。本当にそこだけは十分皆さんに分かっていたいて、今後取り組んでいただきたいと、そのようなことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時21分 散会